平成１９年７月

環境の現況
（平成１８年度）

兵庫県健康生活部環境政策局 - 環境管理局

第1　一般環境大気汚染の現況 ---------- 1
1　二酸化硫黄 ----------1
2　二酸化窒素 ----------1
3　浮遊粒子状物質 ----------1
4　有害大気汚染物質 ----------2
5　光化学スモッグ ----------2
6　酸性雨 ----------3
7　アスベスト ----------3

第2　自動車公害及び航空機公害等の状態 ----------4
1　自動車排出ガス ----------4
2　自動車騒音、振動 ----------6
3　航空機騒音 ----------6
4　新幹線鉄道騒音、振動 ----------7

第3　水質汚濁の現況 ----------7
1　公共用水域 ----------7
2　地下水域 ----------9

第4　公害苦情の現況 ----------10

第5　ダイオキシン類に係る環境調査の状況 ----------11
1　大気 ----------11
2　水質及び底質 ----------11
3　地下水 ----------11
4　土壌 ----------11

第6　外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）に係る環境調査の状況 --------12
1　大気 ----------12
2　水質及び底質 ----------12

第1　一般環境大気汚染の現況

1　二酸化硫黄（表1）

平成18年度は、全46測定局で環境基準を達成しており、年平均値の単純平均は0.002ppmである（平成17年度は全57局で達成）。

また、昭和48年度以降継続して測定している局（29局）の年平均値の単純平均は0.003ppmであり、経年変化をみると、近年低濃度で推移している。（図1）

2　二酸化窒素（表2）

平成18年度は、全56測定局で環境基準を達成しており、年平均値の単純平均は0.017ppmである（平成17年度は全57局で達成）。

また、昭和53年度以降継続して測定している局（34局）の年平均値の単純平均は0.019ppmであり、経年変化をみると、近年はほぼ横ばいの傾向にある。（図1）

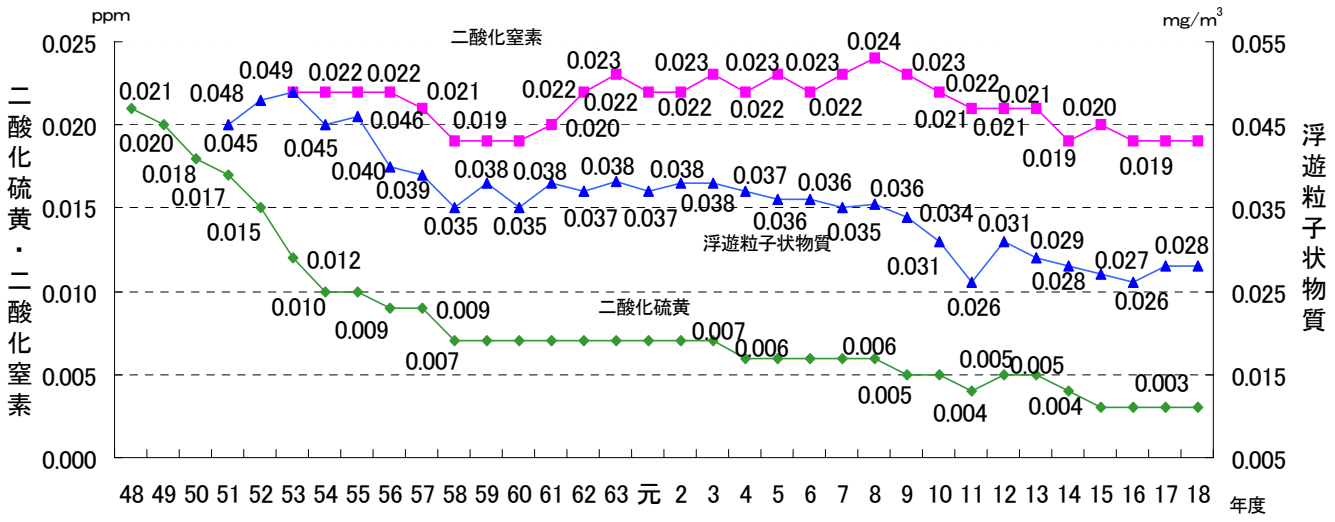
3　浮遊粒子状物質（表3）

平成18年度は、(1)長期的評価では、全56測定局で環境基準を達成しており、年平均値の単純平均は0.028mg/m³である（平成17年度は57局中、56局で達成）。

また、昭和51年度以降継続して測定している局（31局）の年平均値の単純平均は0.028mg/m³であり、経年変化をみると、近年はほぼ横ばいの傾向にある。（図1）

(1)長期的評価・・・1年間全ての測定日数の1日の平均値について、日平均値の高い方から2%分を除外した後の最高値（2%除外値）が0.10mg/m³以下であり、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと

図1　一般環境大気汚染の推移



（備考）一般環境大気継続測定局の年平均値の単純平均を示す。

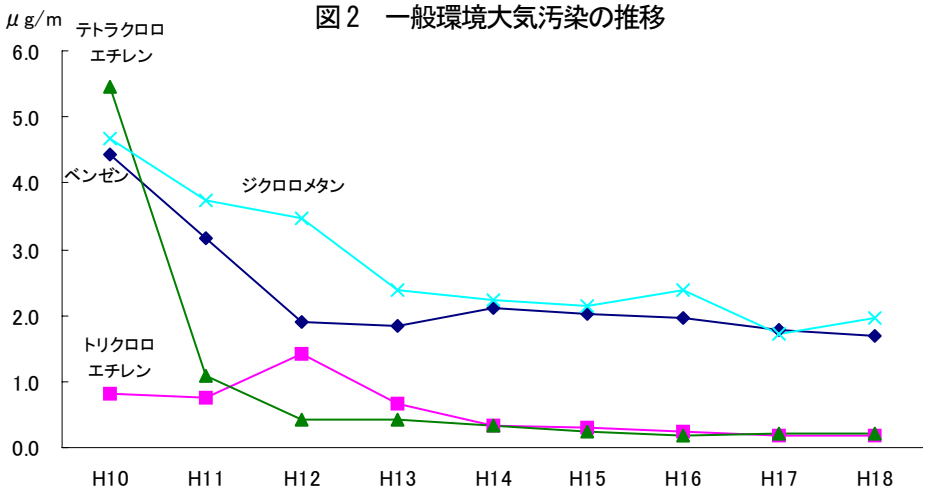
4　有害大気汚染物質（表4）

平成18年度は、県内7地点において19種類の物質について測定した。

このうち環境基準が定められている4種類の物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）について、すべての地点で環境基準を達成している。

なお、その他の物質についても、例年と同様の数値を示し、平成17年度の全国測定結果と比較するとほぼその範囲内である。(図2)

図2　一般環境大気汚染の推移



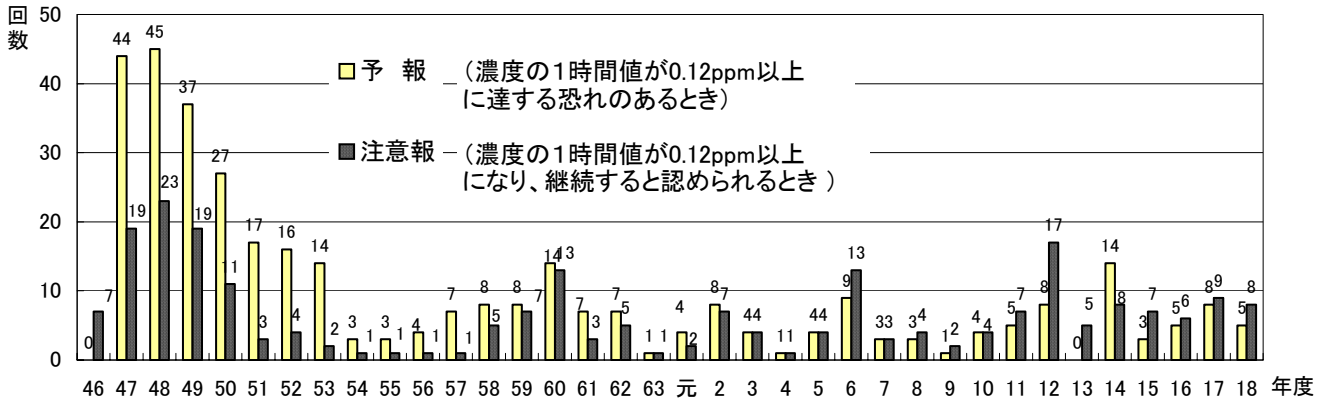
（備考）各測定地点の単純平均値

5　光化学スモッグ（表5）

平成18年度の光化学スモッグ広報等の回数は、予報5回、注意報8回であり、ほぼ例年並みの発令回数である（図3）。

なお、光化学スモッグによるものと思われる健康被害の発生はなかった。

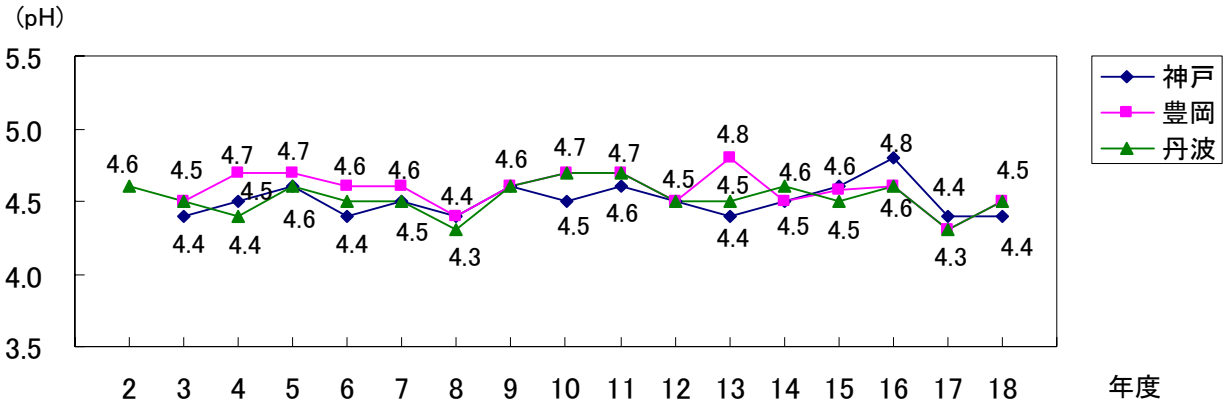
図3　光化学スモッグ広報等発令回数



6　酸性雨（ 表 6 ）

平成 18 年度の降水量は平年並みで、県内の 3 地点における雨水の pH の年平均値は神戸4.4、豊岡4.5、丹波4.5であった。ｐＨ値の経年変化をみると、各地点とも多少の変動はあるものの、ほぼ横ばいの状況にある。（図4）

図4　酸性雨自動測定機によるｐＨ監視測定結果



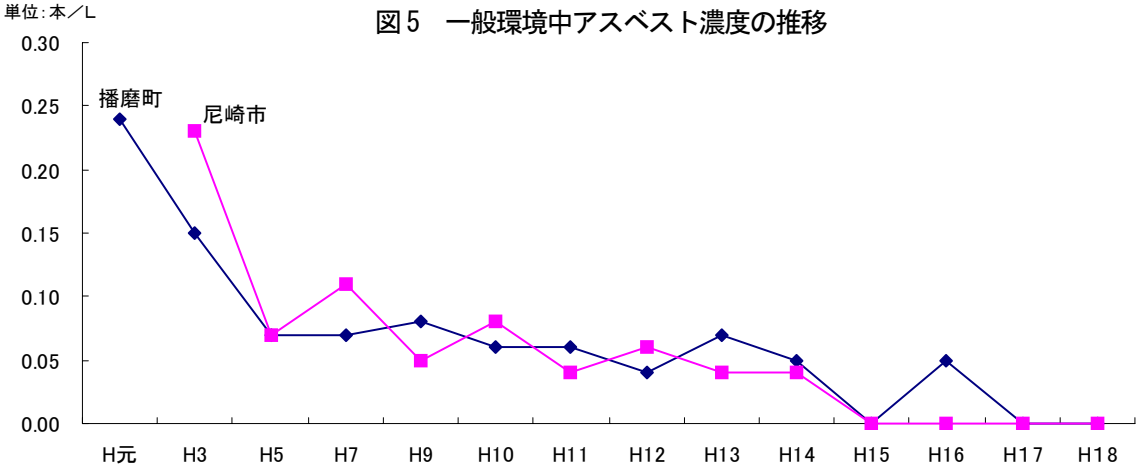
7　アスベスト（表7）

平成18年度に一般環境11地点においてアスベストモニタリングを実施した結果は、７地点で不検出、４地点で0.03～0.1本/Lで、全国の状況（最大1.68本/L、平均0.3本/L）に比べて低い値である。

また、道路沿道１地点及び工場・事業場周辺15地点については、すべての地点で不検出であった。

なお、アスベストモニタリングを平成元年度より実施している播磨町及び平成3年度より実施している尼崎市の結果の推移は以下のとおりである。（図5）

図５　一般環境中アスベスト濃度の推移



第2　自動車公害及び航空機公害等の現況

1　自動車排出ガス（表8）

(1) 二酸化窒素

平成18年度は、全30測定局のうち26局で環境基準を達成しており、年平均値の単純平均は0.028ppmである（平成17年度は全30局中27局で達成）。

なお、環境基準未達成の4局は、国道43号の武庫川（尼崎市）、打出（芦屋市）、国道171号の緑ヶ丘（伊丹市）、国道176号の栄町（宝塚市）である。

また、昭和53年度以降継続して測定している局（20局）の年平均値の単純平均は0.029ppmであり、経年変化をみると、近年はほぼ横ばいの状況にある。（図6）

(2) 一酸化炭素

平成18年度は、全24測定局で環境基準を達成しており、年平均値の単純平均は0.6ppmである（平成17年度は全26局で達成）。

また、昭和53年度以降継続して測定している局（16局）の年平均値の単純平均は0.6ppmであり、経年変化をみると、減少傾向にある。（図6）

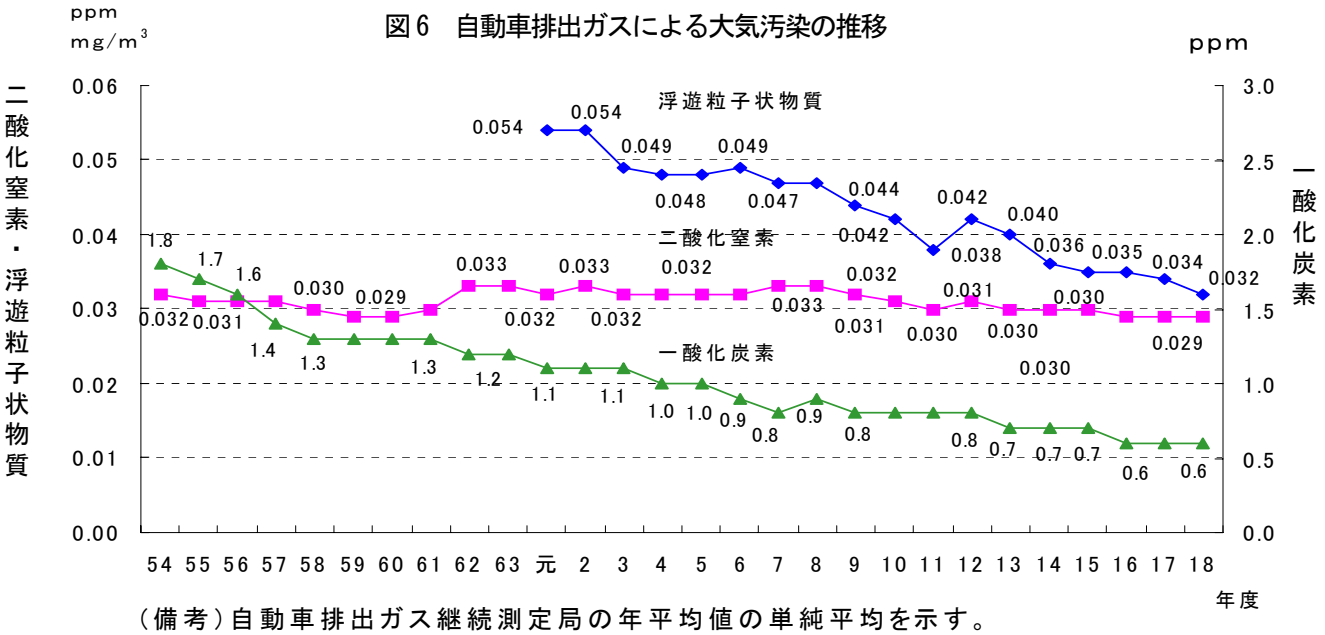
(3) 浮遊粒子状物質

平成18年度は、環境基準の長期的評価では、全25測定局中23局で環境基準を達成しており、年平均値の単純平均は0.031mg/m³である（平成17年度は25局中21局で達成）。

なお、長期的評価で環境基準未達成の2局は、国道2号の垂水（神戸市）、船場（姫路市）であり、日平均値が0.10 mg/m³を超える日が2日以上連続したためである。

また、平成元年度以降、継続して測定している局（ 7局）の年平均値の単純平均は0.032mg/m³であり、経年変化をみると、近年減少傾向にある。（図6）

図6　自動車排出ガスによる大気汚染の推移



（備考）自動車排出ガス継続測定局の年平均値の単純平均を示す。

(4) (1)自動車NOx・PM法対策地域の環境濃度

平成13年6月に改正された自動車NOx・PM法では、対象物質に粒子状物質が追加されるなど、自動車排出ガス対策の強化が図られているが、対策地域外からの流入車両には適用されないことから、さらに本県では、平成16年10月から、(2)阪神東南部地域において、「環境の保全と創造に関する条例」に基づきディーゼル自動車等運行規制を実施している。

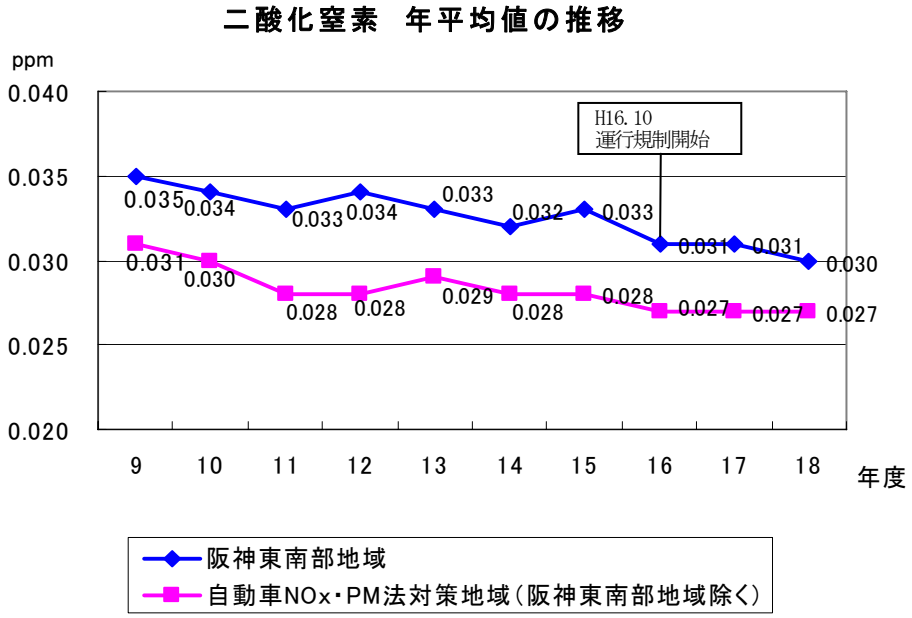
阪神東南部地域内の自動車排出ガス測定局おける平成18年度の年平均値は、二酸化窒素が0.030ppm、浮遊粒子状物質が0.030mg/m³となっており、自動車単体毎の排出ガスの低減、自動車NOx・PM法の車種規制及び運行規制の一体的な効果により改善の傾向にある。

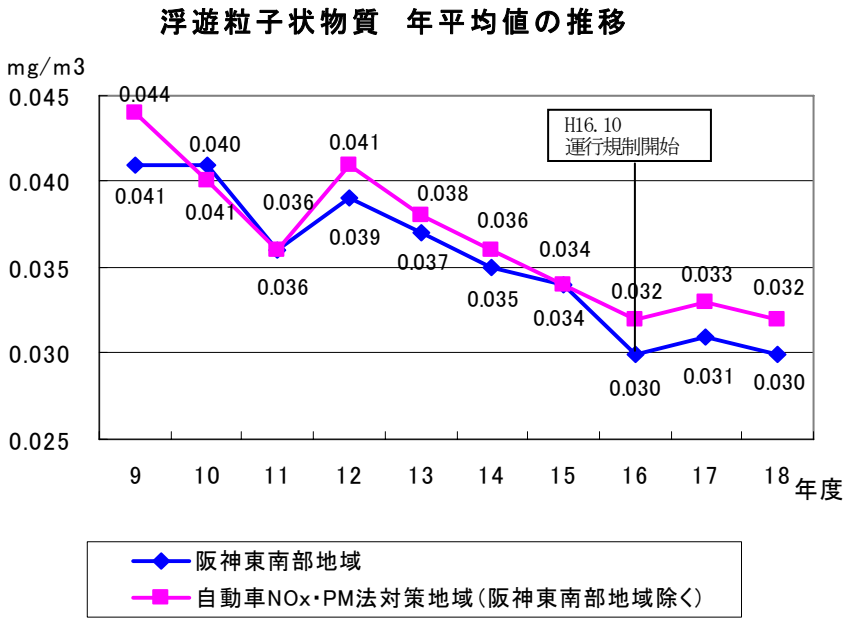
また、阪神東南部地域を除く自動車NOx・PM法対策地域においても同様に改善傾向にある。(図7)

(1)自動車NOx・PM法対策地域・・・神戸市、姫路市(旧家島町、旧夢前町、旧香寺町及び旧安富町を除く)、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、播磨町、太子町

(2)阪神東南部地域・・・神戸市灘区、東灘区、尼崎市、西宮市南部、芦屋市、伊丹市

図7　自動車NOx・PM法対策地域の環境濃度の推移





2　自動車騒音、振動（表9、10）

(1) 騒音

平成18年度は、全72地点で調査を行っている。

そのうち常時監視として測定している40地点（定点観測地点）についてみると、20地点において全時間帯（昼・夜）で環境基準値を下回っている（平成17年度は16地点で環境基準値を下回った）。

なお、全時間帯で環境基準値を超過している14地点は、国道9号（養父市、朝来市）、国道28号（淡路市、南あわじ市）、国道175号（加東市、丹波市）、国道176号（篠山市）、国道312号（朝来市）、国道372号（加西市）、国道373号（上郡町）、県道西脇三田線（三木市）、県道加古川小野線（小野市）、県道三木山崎線（福崎町）、県道三木三田線（三木市）である。

また、常時監視以外の32地点については、20地点において全時間帯で環境基準値を下回っている。

なお、全時間帯で環境基準値を超過している7地点は、国道2号（上郡町）、国道9号（朝来市）、国道173号（川西市）、国道175号（西脇市、三木市）、国道176号（三田市）、国道179号（太子町）である。

(2) 振動

平成18年度は、県内の道路26地点において振動の測定を行った結果、全時間帯で要請限度を下回っている。

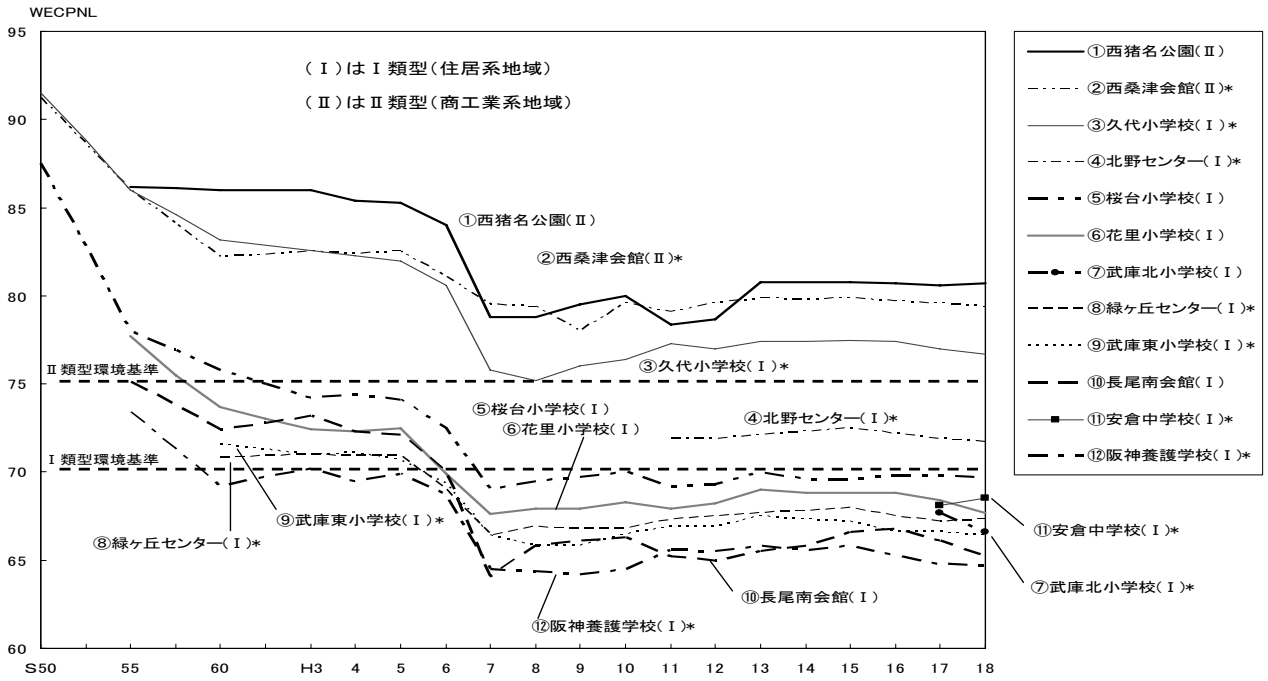
3　航空機騒音

(1) 大阪国際空港（表11）

平成18年度は、全12測定局のうち、専ら住居の用に供される地域（Ⅰ類型）では10局中8局で環境基準を達成しているが、通常の生活を保全する必要がある地域（Ⅱ類型）では2局とも環境基準を達成していない（平成17年度と同様）。

大阪国際空港周辺の航空機騒音は、関西国際空港の開港（平成6年9月）により、騒音の高い国際線の移転及び飛行機便数の減少等で大きく改善され、その後はほぼ横ばいで推移している。（図8）

図8　　大阪国際空港騒音経年変化グラフ



(2) 関西国際空港（表12）

関西国際空港に発着する航空機の航路の一部は、淡路島の上空を通過しているため、環境基準が設定されていないが、県は淡路市及び南あわじ市の5地点で航空機騒音の測定を行っている。

平成18年度は、5測定局全てにおいてⅠ類型の環境基準値を十分下回っている。

4 新幹線鉄道騒音、振動（表13）

(1) 騒音

平成18年度は、全14地点のうち、主として住居の用に供される地域（Ⅰ類型）では12地点中7地点において、商工業の用に供される地域等（Ⅱ類型）では2地点すべてにおいて環境基準を達成している（近接軌道中心から25mの地点において環境基準の達成を評価。平成17年度は8地点で達成）。

なお、環境基準が未達成である5地点については、住宅地域に対する暫定目標（75dB）を全て下回っている。

(2) 振動

平成18年度は、全14地点において指針値（70dB）を下回っている。

第3 水質汚濁の現況

1 公共用水域

(1) 健康項目（表14）

平成18年度は、人の健康の保護に関する項目について、26項目のうち、ふっ素、ほう素を除く24項目で、すべての測定地点で環境基準を達成している。

ふっ素（環境基準0.8mg/L以下）については、船坂川の船坂橋（0.9mg/L）、下田橋下流（1.0mg/L）、仁川の鷲林寺橋（1.1mg/L）の3地点で基準値を超過している。これらは、いずれも地質による自然的な影響である。

また、ほう素（環境基準1mg/L以下）については、芋谷川の旭大橋上流100m（1.1mg/L）で基準値を超過しているが、この地点は感潮域にあり、海水の影響を受けたものである。

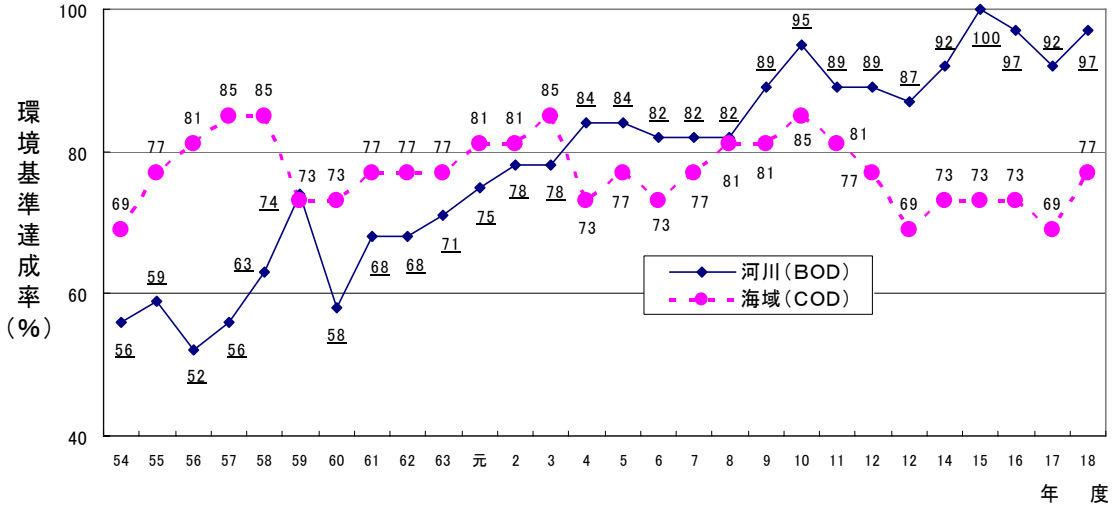
なお、いずれの地点においても、利水状況からみて健康影響が生じる恐れはない。

(2) 生活環境項目（表15）

生活環境の保全に関する項目について、有機汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）（河川）及び化学的酸素要求量（COD）（海域及び湖沼）により環境基準の達成状況をみると、平成18年度は、河川では39水域中38水域、海域では26水域中20水域で環境基準を達成し、湖沼1水域では、環境基準を達成している。

経年変化をみると、変動はあるものの、河川では長期的には改善傾向にあるが、海域では横ばい傾向である。（図9）

図９　環境基準達成状況



$$\text{環境基準達成率} = \frac{\text{環境基準達成水域数}}{\text{水域数}} \times 100$$

①　河川(BOD)

河川水質については、下水道整備をはじめとした生活排水対策等の進展により長期的には水質改善が進んでいる。

ア　阪神地域

11 水域中 10 水域で環境基準を達成しており、達成しなかった水域は、猪名川下流である。

イ　播磨地域

20 水域全てで環境基準を達成している。

また、天川、法華山谷川、八家川及び大津茂川では環境基準が設定されていないが、長期的には改善の傾向を示している。

ウ　但馬地域

円山川をはじめとする日本海流入諸河川（竹野川、佐津川、矢田川及び岸田川）の 8 水域全てで環境基準を達成しており、良好な水質を維持している。

エ　淡路地域

洲本川、三原川では環境基準が設定されていないが、長期的にはほぼ横ばいの傾向を示している。

②　海域(COD、全窒素及び全燐)

大阪湾及び播磨灘の一部の水域では、沖合部を中心に COD が環境基準未達成の状態にある。

ここ数年、瀬戸内海流入河川については、水質改善が図られてきているが、海域の水質(COD)改善に

結びつかず、横ばい傾向である。これは、海水交換が悪い閉鎖性水域であること等から、短期間での水質改善を困難にしていると考えられる。

ア　大阪湾

COD については、9 水域中 6 水域、全窒素及び全燐については 3 水域全てで環境基準を達成している。

イ　播磨灘(播磨灘北西部及び淡路島西部南部海域を含む)

COD については 15 水域中 12 水域、全窒素及び全燐については 6 水域全てで環境基準を達成している。

ウ　日本海

山陰海岸地先海域は、環境基準を達成し、良好な水質を維持している。

津居山港海域は、環境基準を達成している。

③　湖沼(COD 及び全燐)

千苅水源池の COD については、環境基準を達成しており、全燐については、未達成となっている。

2　地下水質（表 16）

(1)　概況調査

地下水質の県内の全般的な状況を把握する目的で、既存の井戸を利用して、全環境基準項目調査を基本として、平成 18 年度は 137 地点で調査を行った。

これらの調査の結果、新たに環境基準を超過した地点は、砒素で 1 地点（姫路市夢前町山之内)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で 2 地点（加西市朝妻町、姫路市家島町真浦）であるが、既に飲用指導を行っており、健康影響が生じるおそれはない。(表 16(2))

なお、これらの地点は、以後、定期モニタリング調査等により、監視を継続していくこととしている。

(2)　定期モニタリング調査(汚染地区調査)

過去に汚染が発見された井戸周辺地区等の継続的な監視のため、平成 18 年度は 25 市 5 町の 127 地区(1,093 検体)で調査を行った。

内訳は、鉛(12 検体)、砒素(43 検体)、揮発性有機塩素化合物(907 検体)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（97 検体)、ふっ素（32 検体)、ほう素（2 検体）である。

その結果、鉛 2 検体、砒素 16 検体、揮発性有機塩素化合物 84 検体、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 29 検体、ふっ素 8 検体、ほう素 1 検体が環境基準を超過している。

鉛、砒素、ふっ素及びほう素の汚染原因は、自然由来と考えられる。

揮発性有機塩素化合物による汚染については、地下水や土壌ガス等の詳細な調査を実施し、汚染範囲の確定や原因究明を行うとともに、原因者に対しては、浄化対策指導等を行っている。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染については、原因の究明調査を行うとともに、施肥等に起因すると考えられる場合には、施肥基準等に基づいた適正施肥の実施等の促進が図られるよう関係機関と協議している。

第4　公害苦情の現況

1　県及び市町が新規に受理した公害苦情件数は、平成18年度は 3,856件で、平成17年度に比べて103件（前年度比 2.7%）増加している。（図10）

2　典型７公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染及び地盤沈下）の苦情件数は、平成18年度は 2,654件（全苦情の68.8%）で、平成17年度に比べて150件減少している。
また、典型７公害以外の苦情（不法投棄、害虫等の発生、動物死骸の放置等）の件数は、平成18年度は 1,202件（全苦情の31.2%）で、平成17年度に比べて253件増加している。

［種類別］（表17）

大気汚染が 995件（全苦情の25.8%）と最も多く、次いで騒音が594件（全苦情の15.4%）、悪臭499件（同12.9%）、水質汚濁456件（同11.8%）の順となっている。

［市町別］（表18）

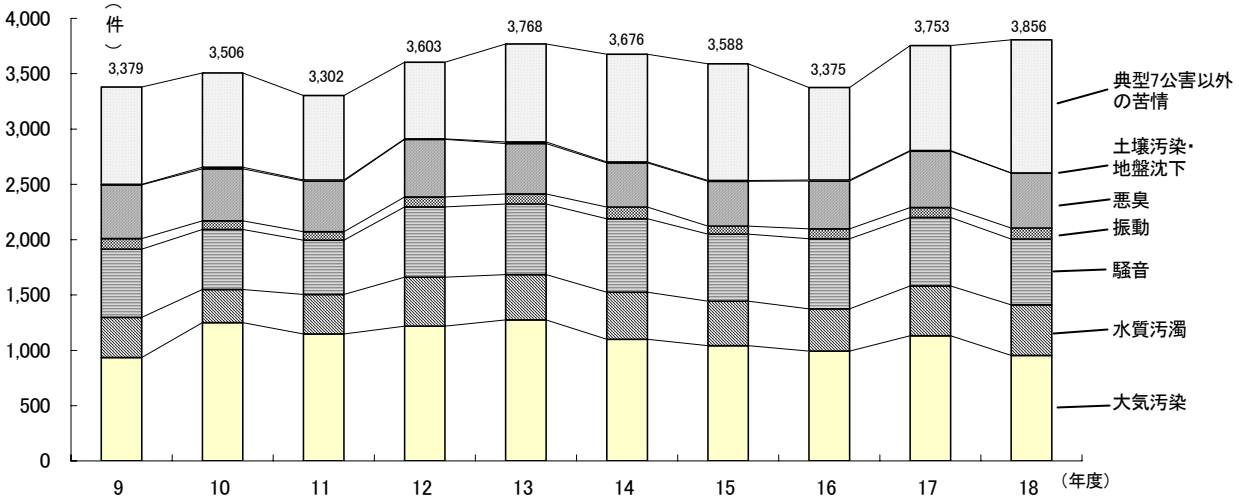
姫路市の 540件（全苦情の14.0%）が一番多く、次いで神戸市の 477件（同12.4%）、丹波市 362件（同9.4%）の順となっており、県下29市の合計は、3,631件で全体の94.2%を占めている。

［発生源別］（表19）

建設業が919件（全苦情の23.8%）、製造業531件（同13.8%）、サービス業193件（同5.0%）の順となっている。

また、典型７公害のうち、苦情件数の多い大気汚染についてみると、建設業が393件、製造業188件の順になっており、この２業種で全体の58.4%を占めている。

図10　公害苦情件数の推移



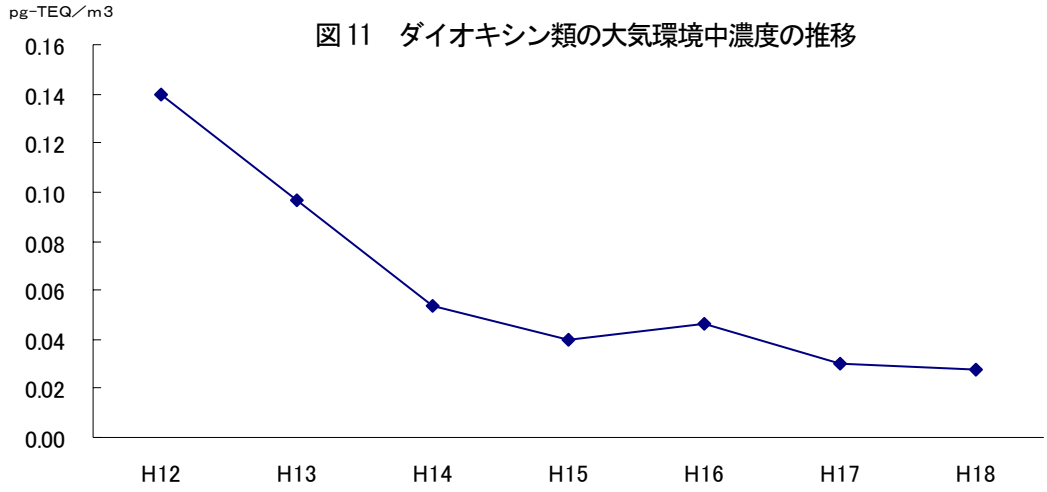
（備考）典型7公害以外の苦情は、不法投棄、害虫等の発生、動物死骸の放置等である。

第5　ダイオキシン類に係る環境調査の状況

1　大気（表20）

平成18年度における年4回の16地点別年平均値で見ると、その濃度範囲は 0.007～0.11（全平均値 0.028）pg-TEQ /m³で、ダイオキシン類に係る大気環境基準（年平均0.6 pg-TEQ /m³）をすべての地点で達成している。（図11）

図11　ダイオキシン類の大気環境中濃度の推移



（備考）各測定地点の単純平均値

2　水質及び底質

(1)　水質（表21、表22）

平成18年度は、河川では20地点で調査した結果、濃度範囲は0.065～0.53pg-TEQ/L、海域では12地点で調査した結果、濃度範囲は0.066～0.11pg-TEQ/Lであり、すべての地点でダイオキシン類に係る水質環境基準（年平均1pg-TEQ/L）を達成している。

(2)　底質（表21、表22）

平成18年度は、河川では20地点で調査した結果、濃度範囲は0.23～19pg-TEQ/g、海域では12地点で調査した結果、濃度範囲は0.27～23pg-TEQ/gであり、すべての地点でダイオキシン類に係る底質環境基準（150pg-TEQ/ｇ）を達成している。

3　地下水（表23）

平成18年度は、4地点で調査した結果、濃度範囲は0.065～0.086pg-TEQ/Lで、すべての地点でダイオキシン類に係る水質環境基準（年平均1pg-TEQ/L）を達成している。

4　土壌（表24）

平成18年度は、10地点で調査した結果、濃度範囲は0.0001～30pg-TEQ/gで、すべての地点でダイオキシン類に係る土壌環境基準（1,000pg-TEQ/g）を達成している。

第6　外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）に係る環境調査の状況

1　大気（表25）

平成18年度は、6地点において、PCB、ヘキサクロロベンゼンの2物質について調査を実施し、両物質とも全地点において検出された。環境省調査結果と比べると、両物質とも低い値となっている。

物質名		測定結果	環境省調査結果	単位
PCB	秋 季	0.06 ～ 1.4	0.02 ～ 3.3	ng/m^3
	冬 季	0.032 ～ 0.19		
ヘキサクロロベンゼン	秋 季	0.05 ～ 0.14	0.047 ～ 0.43	ng/m^3
	冬 季	0.073 ～ 0.14		

2　水質及び底質（表26）

平成18年度は、15河川の15地点で水質・底質調査を行った。調査対象物質は、ＰＣＢ、ノニルフェノール、4－ｔ－オクチルフェノール、ビスフェノールA、フタル酸ジ－2－エチルヘキシル、フタル酸ブチルベンジル、フタル酸ジ－ｎ－ブチル、アジピン酸ジ－2－エチルヘキシルの8物質である。

(1) 水質

ＰＣＢ、ビスフェノールA、フタル酸ジ－2－エチルヘキシルの3物質が検出されたが、いずれも環境省調査結果の範囲内であった。ノニルフェノール等5物質については、すべて定量限界未満であった。

(2) 底質

ＰＣＢ、ビスフェノールA、フタル酸ジ－2－エチルヘキシル等5物質が検出されたが、いずれも環境省調査結果の範囲内であった。ノニルフェノール等3物質については、すべて定量限界未満であった。

	水　質　（μg/L）		底　質　（mg/kg-dry）	
物質名	測定結果	環境省調査結果	測定結果	環境省調査結果
ＰＣＢ	0.00024～0.032	<0.00001～0.22	<0.00001～0.80	<0.00001 ～ 2.2
ノニルフェノール	<0.1	<0.1～21	<0.05	<0.015～12
4－ｔ－オクチルフェノール	<0.01	<0.01～13	<0.005	<0.005 ～ 0.17
ビスフェノールA	<0.01～0.06	<0.01～19	<0.005～0.036	<0.005 ～ 0.35
フタル酸ジ－2－エチルヘキシル	<0.5～0.80	<0.3～9.9	<0.025～8.1	<0.025 ～ 210
フタル酸ブチルベンジル	<0.2	<0.1～0.1	<0.010～0.24	<0.010 ～ 1.4
フタル酸ジ－ｎ－ブチル	<0.5	<0.3～16	<0.025～0.46	<0.025 ～ 2.0
アジピン酸ジ－2－エチルヘキシル	<0.2	<0.01～1.8	<0.010	<0.010 ～ 0.066

（資料編）

表１　二酸化硫黄濃度の環境基準との対比等 ---------- 13
表２　二酸化窒素濃度の環境基準との対比等 ---------- 15
表３　浮遊粒子状物質の環境基準との対比等 ---------- 17
表４　有害大気汚染物質の調査結果 ---------- 19
表５　光化学スモッグ広報等の年度別推移 ---------- 20
表６　酸性雨自動測定機による監視結果 ---------- 20
表７　兵庫県のアスベスト一般環境等モニタリング結果 ----------21
表８　自動車排出ガス（二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質）
　　の環境基準との対比等 ---------- 22
表９　自動車騒音の環境基準等との対比 ---------- 25
表１０ 自動車振動の要請限度との対比 ---------- 27
表１１ 大阪国際空港周辺航空機騒音常時測定結果 ---------- 28
表１２ 淡路島における航空機騒音の測定結果 ---------- 29
表１３ 新幹線鉄道騒音・振動測定結果 ---------- 30
表１４ 河川、海域及び湖沼の環境基準適合等の状況 ---------- 31
表１５ 水域別環境基準達成状況等 ---------- 32
表１６ 地下水質の状況 ---------- 39
表１７ 公害苦情件数の年度別推移 ---------- 45
表１８ 市町別公害苦情件数 ---------- 46
表１９ 発生源・種類別公害苦情件数 ---------- 47
表２０ ダイオキシン類調査結果（大気） ---------- 48
表２１ ダイオキシン類分析結果（河川） ---------- 49
表２２ ダイオキシン類分析結果（海域） ---------- 49
表２３ ダイオキシン類分析結果（地下水） ---------- 50
表２４ ダイオキシン類分析結果（土壌） ---------- 50
表２５ 外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）調査結果（大気） ---------- 51
表２６ 外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）調査結果（水質・底質） ------- 52
（参考）環境基準等 ---------- 53
　　用語解説 ---------- 68

表１　二酸化硫黄濃度の環境基準との対比等

市町	測定局	1時間値が0.10ppmを超えた時間数					日平均値が0.04ppmを超えた日数					日平均値の2%除外値(ppm)					年平均値				
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尼崎市	北部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.011	0.010	0.010	0.010	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.002
	中部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.012	0.011	0.011	0.010	0.010	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005
	南部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.014	0.013	0.014	0.009	0.008	0.007	0.006	0.006	0.004	0.003
西宮市	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.006	0.006	0.007	0.006	0.006	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	鳴尾支所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.007	0.006	0.006	0.006	0.007	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
	瓦木公民館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.012	0.010	0.011	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005	0.002	0.002
	甲陵中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.006	0.004	0.004	0.005	0.005	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	山口小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.003	0.003	0.004	0.004	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002
	浜甲子園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.007	0.007	0.009	0.009	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
芦屋市	朝日ヶ丘小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.007	0.006	0.005	0.005	0.006	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
伊丹市	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.010	0.009	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.002	0.002	0.002
宝塚市	よりあいひろば	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.009	0.010	0.010	0.005	0.004	0.004	0.005	0.005	0.002	0.001
川西市	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.007	0.008	0.008	0.009	0.007	0.004	0.005	0.005	0.005	0.004
三田市	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.006	0.003	0.004	0.005	0.003	0.003	0.001	0.001	0.002	0.001
神戸市	深江	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0.008	0.007	0.008	0.008	(0.007)	0.003	0.003	0.003	0.003	(0.003)
	東灘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.012	0.008	0.007	0.008	0.007	0.005	0.003	0.003	0.003	0.002
	灘	0	0	0	0	－	0	0	0	0	－	0.007	0.006	0.007	0.007	－	0.002	0.002	0.003	0.003	－
	葺合	0	0	0	0	－	0	0	0	0	－	0.007	0.006	0.006	0.008	－	0.002	0.002	0.002	0.003	－
	兵庫南部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.009	0.008	0.009	0.009	0.012	0.003	0.004	0.003	0.004	0.004
	長田	0	0	0	0	－	0	0	0	0	－	0.008	0.007	0.006	0.008	－	0.003	0.003	0.003	0.004	－
	須磨	0	0	0	0	－	0	0	0	0	－	0.011	0.007	0.007	0.008	－	0.005	0.003	0.002	0.003	－
	白川台	0	0	0	0	－	0	0	0	0	－	0.009	0.008	0.007	0.009	－	0.004	0.004	0.004	0.005	－
	垂水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.011	0.010	0.010	0.010	0.011	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
	西神	0	0	0	0	－	0	0	0	0	－	0.005	0.005	0.005	0.005	－	0.002	0.002	0.002	0.002	－
	押部谷	0	0	0	0	－	0	0	0	0	－	0.009	0.007	0.006	0.007	－	0.004	0.003	0.002	0.003	－
	北	0	0	0	0	－	0	0	0	0	－	0.007	0.006	0.005	0.006	－	0.002	0.002	0.002	0.002	－
	北神	0	0	0	0	－	0	0	0	0	－	0.005	0.005	0.006	0.007	－	0.002	0.002	0.003	0.004	－
	六甲アイランド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.010	0.009	0.009	0.010	0.010	0.003	0.003	0.004	0.004	0.004
明石市	王子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.014	0.009	0.011	0.013	0.011	0.006	0.003	0.003	0.004	0.004
	二見	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.011	0.007	0.008	0.008	0.007	0.005	0.003	0.003	0.003	0.003
	大久保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.006	0.006	0.006	0.006	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
稲美町	町役場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.010	0.006	0.007	0.007	0.007	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002
播磨町	町役場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.010	0.010	0.011	0.011	0.011	0.004	0.005	0.005	0.005	0.004
加古川市	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.011	0.005	0.006	0.007	0.006	0.005	0.002	0.002	0.002	0.002
	尾上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.011	0.009	0.010	0.010	0.010	0.003	0.003	0.003	0.004	0.003
	志方公民館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.010	0.009	0.008	0.004	0.005	0.005	0.004	0.004	0.002	0.002
	別府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.011	0.009	0.009	0.010	0.009	0.006	0.003	0.003	0.003	0.003
	神野	0	0	0	ー	ー	0	0	0	ー	ー	0.011	0.010	(0.010)	ー	－	0.005	0.005	(0.005)	ー	－
	東神吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.009	0.008	0.008	0.011	(0.008)	0.005	0.005	0.005	0.005	(0.004)
	平荘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.004	0.004	0.005	0.005	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002

市町	測定局	1時間値が0.10ppmを超えた時間数					日平均値が0.04ppmを超えた日数					日平均値の2%除外値(ppm)					年平均値				
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
高砂市	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002
西脇市	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
姫路市	八代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.010	0.008	0.004	0.004	0.004	0.005	0.004	0.001	0.001	0.001
	広畑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.010	0.010	0.007	0.006	0.006	0.005	0.005	0.002	0.002	0.002
	飾磨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.004	0.005	0.004	0.004	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
	白浜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.009	0.008	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004	0.002	0.002	0.002
	御国野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003
	網干	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.006	0.006	0.005	0.005	0.006	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	飾西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	豊富	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.007	0.003	0.004	0.004	0.004	0.004	0.001	0.001	0.002	0.001
	林田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
太子町	町役場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.005	0.003	0.004	0.005	0.001	0.002	0.001	0.002	0.002
たつの市	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.006	0.007	0.007	0.007	0.009	0.003	0.003	0.004	0.004	0.004
相生市	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.004	0.004	0.004	0.005	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002
赤穂市	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.008	0.008	0.010	0.011	0.004	0.004	0.004	0.005	0.005
丹波市	柏原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.005	0.005	0.006	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.001
豊岡市	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.005	0.006	0.004	0.004	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002
洲本市	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.009	0.009	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.002	0.002	0.002
全測定局単純平均値																	0.004 [58局]	0.003 [58局]	0.003 [57局]	0.003 [57局]	0.002 [46局]
継続測定局単純平均値																	0.004 [33局]	0.003 [33局]	0.003 [33局]	0.003 [33局]	0.003 [29局]

（参考）　1　長期的評価における環境基準の達成とは、「1年間全ての日数の1日の平均値を対象に評価し、日平均値の高い方から2%分を除外した後の最高値（2%除外値）が0.04ppm以下であり、かつ、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。
短期的評価における環境基準の達成とは、「全ての測定値を対象に評価し、1時間値が0.10ppm以下、かつ、日平均値が0.04ppm以下であること。」をいう。

2　「—」印は、測定局未設置等のため、ﾃﾞｰﾀがないことを示す。

3　（　）は、有効測定時間数（6000時間/年）に達していない局の値を示す。

4　全測定局、継続測定局単純平均値は、[　]内の局数の年平均値の単純平均で、有効測定時間数（6000時間/年）に達していない年平均値を除いて算定した。

5　　は、昭和48年からの継続測定局を示す。

表２　二酸化窒素濃度の環境基準との対比等

市町	測定局	日平均値の年間98%値					年平均値				
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
		ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尼崎市	北部	0.049	0.040	0.042	0.041	0.046	0.021	0.019	0.019	0.020	0.021
	中部	0.053	0.050	0.049	0.046	0.051	0.024	0.026	0.024	0.024	0.024
	南部	0.057	0.055	0.051	0.048	0.056	0.028	0.029	0.028	0.028	0.028
	東部	0.050	－	－	－	－	0.024	－	－	－	－
西宮市	市役所	0.051	0.050	0.052	0.047	0.052	0.026	0.027	0.027	0.026	0.025
	鳴尾支所	0.055	0.054	0.052	0.052	0.058	0.031	0.031	0.032	0.031	0.032
	瓦木公民館	0.047	0.046	0.044	0.042	0.050	0.025	0.025	0.024	0.024	0.024
	甲陵中学校	0.035	0.038	0.040	0.037	0.045	0.014	0.017	0.018	0.017	0.019
	山口小学校	0.033	0.032	0.031	0.032	0.038	0.015	0.016	0.016	0.016	0.017
	浜甲子園	(0.044)	0.049	0.045	0.044	0.048	(0.016)	0.024	0.023	0.023	0.023
芦屋市	朝日ヶ丘小学校	0.040	0.031	0.035	0.032	0.031	0.013	0.012	0.013	0.012	0.012
伊丹市	市役所	0.045	0.042	0.042	0.041	0.047	0.022	0.023	0.022	0.024	0.023
宝塚市	よりあいひろば	0.048	0.045	0.044	0.043	0.051	0.022	0.022	0.022	0.022	0.022
川西市	市役所	0.033	0.034	0.034	0.028	0.031	0.016	0.016	0.016	0.015	0.015
三田市	市役所	0.025	0.025	0.023	0.023	0.023	0.012	0.012	0.012	0.012	0.011
神戸市	深江	0.047	0.045	0.044	0.041	(0.040)	0.022	0.023	0.022	0.021	0.02
	東灘	0.041	0.038	0.043	0.038	0.040	0.019	0.019	0.021	0.019	0.019
	灘	0.042	0.039	0.038	0.038	0.039	0.019	0.019	0.018	0.018	0.017
	葺合	0.040	0.031	0.031	0.033	0.034	0.017	0.015	0.015	0.015	0.015
	兵庫南部	0.052	0.050	0.048	0.049	0.057	0.026	0.026	0.025	0.026	0.027
	長田	0.043	0.045	0.044	0.041	0.047	0.021	0.023	0.023	0.022	0.023
	須磨	0.051	0.048	0.052	0.048	0.050	0.027	0.026	0.027	0.027	0.026
	白川台	0.031	0.030	0.032	0.031	0.035	0.013	0.015	0.015	0.015	0.016
	垂水	0.048	0.051	0.046	0.044	0.044	0.025	0.027	0.025	0.023	0.023
	西神	0.029	0.030	0.031	0.029	0.030	0.014	0.015	0.015	0.014	0.014
	押部谷	0.034	0.030	0.026	0.024	0.028	0.013	0.013	0.011	0.011	0.011
	北	0.029	0.027	0.027	0.025	0.027	0.012	0.012	0.013	0.012	0.012
	北神	0.034	0.033	0.029	0.026	0.030	0.015	0.015	0.013	0.012	0.012
	六甲アイランド	0.051	0.047	0.049	0.046	0.046	0.024	0.024	0.024	0.024	0.023
明石市	王子	0.043	0.043	0.040	0.037	0.045	0.021	0.022	0.021	0.020	0.022
	二見	0.039	0.038	0.041	0.037	0.040	0.019	0.020	0.019	0.020	0.020
	大久保	0.038	0.039	0.036	0.034	0.040	0.020	0.020	0.020	0.019	0.021
稲美町	町役場	0.040	0.035	0.037	0.032	0.034	0.016	0.016	0.016	0.016	0.016
播磨町	町役場	0.037	0.039	0.036	0.035	0.035	0.019	0.020	0.018	0.018	0.018
加古川市	市役所	0.038	0.038	0.038	0.034	0.037	0.021	0.021	0.019	0.018	0.019
	尾上	0.031	0.032	0.034	0.032	0.035	0.016	0.016	0.016	0.016	0.018
	志方公民館	0.029	0.028	0.029	0.026	0.027	0.012	0.012	0.013	0.012	0.011
	別府	0.039	0.041	0.040	0.038	0.038	0.020	0.022	0.021	0.021	0.020
	神野	0.034	0.034	(0.032)	－	－	0.018	0.019	(0.017)	－	－
	東神吉	0.030	0.031	0.029	0.029	0.031	0.014	0.014	0.014	0.014	0.014
	平荘	0.029	0.027	0.027	0.027	0.027	0.013	0.013	0.010	0.013	0.012

市町	測定局	日平均値の年間98%値					年平均値				
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
		ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
高砂市	市役所	0.037	0.038	0.037	0.034	0.038	0.019	0.019	0.018	0.018	0.019
西脇市	市役所	0.024	0.022	0.021	0.021	0.020	0.009	0.009	0.009	0.009	0.008
姫路市	八代	0.030	0.032	0.031	0.029	0.030	0.015	0.016	0.015	0.014	0.015
	広畑	0.036	0.038	0.038	0.035	0.036	0.018	0.020	0.019	0.019	0.019
	飾磨	0.029	0.032	0.033	0.030	0.037	0.015	0.017	0.017	0.017	0.020
	白浜	0.032	0.036	0.033	0.031	0.043	0.017	0.019	0.016	0.016	0.017
	御国野	0.033	0.033	0.031	0.029	0.031	0.017	0.017	0.015	0.015	0.016
	網干	0.032	0.034	0.033	0.028	0.030	0.017	0.017	0.016	0.015	0.016
	飾西	0.028	0.033	0.028	0.025	0.026	0.015	0.017	0.014	0.015	0.013
	豊富	0.024	0.028	0.023	0.022	0.024	0.012	0.013	0.012	0.012	0.012
	林田	0.018	0.021	0.017	0.015	0.019	0.008	0.010	0.008	0.007	0.009
太子町	町役場	0.033	0.030	0.030	0.029	0.030	0.019	0.017	0.017	0.017	0.016
たつの市	市役所	0.026	0.025	0.023	0.023	0.022	0.013	0.012	0.011	0.012	0.010
相生市	市役所	0.032	0.033	0.034	0.033	0.034	0.018	0.019	0.018	0.019	0.019
赤穂市	市役所	0.032	0.032	0.030	0.031	0.031	0.017	0.017	0.015	0.017	0.017
丹波市	柏原	0.016	0.015	0.015	0.015	0.013	0.005	0.005	0.005	0.006	0.006
豊岡市	市役所	0.020	0.020	0.024	0.022	0.015	0.009	0.009	0.009	0.009	0.008
洲本市	市役所	0.034	0.035	0.030	0.034	0.030	0.014	0.014	0.014	0.014	0.014
全測定局単純平均値							0.018 [58局]	0.018 [58局]	0.018 [57局]	0.017 [57局]	0.017 [56局]
継続測定局単純平均値							0.019 [36局]	0.020 [35局]	0.019 [35局]	0.019 [35局]	0.019 [34局]

x

（参考） 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「1年間全ての日数の1日の平均値を対象に評価し、日平均値の低い方から98%目にくる値が 0.06ppm 以下であること。」をいう。

2 この表において、「日平均値の年間98%値」の欄で「×」の印のついた地点は、長期的評価において環境基準が未達成であることを示す。

3 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。

4 （ ）は、有効測定時間数（6000時間/年）に達していない局の値を示す。

5 測定局単純平均値は、[ ]内の局数の年平均値の単純平均で、有効測定時間数に達していない年平均値を除いて算定した。

6 ［　　］は、昭和53年からの継続測定局を表す。

表３　浮遊粒子状物質の環境基準との対比等

市町	測定局	1時間値が0.20mg／m³を超えた時間数					日平均値が0.10mg／m³を超えた日数					日平均値の2%除外値(mg/m³)					年平均値				
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	mg/m³	mg/m³	mg/m³	mg/m³	mg/m³	mg/m³	mg/m³	mg/m³	mg/m³	mg/m³
尼崎市	北部	0	0	1	0	11	1	0	0	0	1	0.072	0.055	0.055	0.065	0.054	0.027	0.025	0.025	0.028	0.024
	中部	0	0	0	0	10	1	0	0	0	1	0.072	0.056	0.049	0.063	0.058	0.026	0.025	0.023	0.026	0.027
	南部	1	0	1	0	10	3	0	0	0	2	0.092	0.070	0.066	0.071	0.065	0.037	0.037	0.034	0.032	0.031
	東部	2	—	—	—	—	1	—	—	—	—	0.077	—	—	—	—	0.026	—	—	—	—
西宮市	市役所	0	0	0	0	11	1	0	0	0	1	0.073	0.058	0.056	0.063	0.057	0.025	0.026	0.025	0.026	0.026
	鳴尾支所	2	0	1	0	19	1	0	0	0	3	0.076	0.063	0.062	0.067	0.070	0.029	0.028	0.027	0.029	0.030
	瓦木公民館	1	0	0	0	11	1	0	0	0	1	0.074	0.061	0.058	0.056	0.058	0.028	0.027	0.025	0.026	0.026
	甲陵中学校	0	0	0	0	11	2	0	0	0	1	0.074	0.054	0.053	0.059	0.059	0.027	0.023	0.023	0.025	0.024
	山口小学校	0	0	0	0	11	2	0	0	0	1	0.066	0.052	0.053	0.060	0.060	0.025	0.023	0.023	0.026	0.025
	浜甲子園	34	0	3	0	11	5	1	1	0	1	△ 0.096	0.081	0.070	0.073	0.067	0.036	0.033	0.029	0.029	0.029
芦屋市	朝日ヶ丘小学校	0	0	0	2	14	1	0	0	1	1	0.075	0.056	0.055	0.070	0.060	0.025	0.024	0.024	0.028	0.026
伊丹市	市役所	3	0	0	0	12	2	0	0	0	1	0.079	0.060	0.053	0.065	0.062	0.027	0.028	0.025	0.027	0.027
宝塚市	よりあいひろば	7	0	0	0	11	3	0	0	0	1	△ 0.076	0.053	0.049	0.057	0.065	0.027	0.023	0.024	0.024	0.025
川西市	市役所	3	0	0	0	11	1	0	0	0	1	0.067	0.057	0.047	0.054	0.054	0.024	0.024	0.023	0.024	0.024
三田市	市役所	0	0	0	0	19	1	0	0	0	2	0.067	0.053	0.048	0.058	0.065	0.022	0.025	0.025	0.028	0.032
神戸市	深江	33	0	0	0	(26)	7	0	0	1	(2)	△ 0.097	0.074	0.070	0.078	(0.078)	0.037	0.035	0.037	0.038	(0.039)
	東灘	5	0	0	0	13	1	0	0	0	2	0.069	0.053	0.050	0.065	0.063	0.025	0.024	0.025	0.028	0.027
	灘	5	0	0	0	10	1	0	0	0	1	0.054	0.042	0.040	0.051	0.050	0.022	0.020	0.019	0.021	0.021
	葺合	1	0	1	0	2	1	0	0	0	1	0.057	0.046	0.043	0.049	0.047	0.025	0.024	0.022	0.023	0.022
	兵庫南部	0	0	0	0	12	2	0	0	0	1	0.075	0.067	0.059	0.072	0.062	0.031	0.032	0.028	0.031	0.029
	長田	28	0	0	0	25	5	0	0	0	4	△ 0.089	0.071	0.069	0.077	0.081	0.036	0.035	0.036	0.036	0.038
	須磨	14	0	1	0	12	4	0	0	1	1	△ 0.084	0.068	0.061	0.074	0.068	0.031	0.031	0.029	0.032	0.030
	白川台	0	0	0	0	13	1	0	0	0	1	0.064	0.049	0.055	0.062	0.059	0.022	0.022	0.027	0.028	0.027
	垂水	0	0	1	0	13	1	0	0	0	2	0.067	0.052	0.061	0.066	0.065	0.025	0.024	0.032	0.032	0.032
	西神	1	0	0	0	15	1	0	0	0	1	0.075	0.052	0.044	0.049	0.058	0.025	0.020	0.017	0.020	0.025
	押部谷	0	0	0	0	14	1	0	0	0	2	0.058	0.048	0.054	0.059	0.063	0.022	0.020	0.027	0.028	0.027
	北	0	0	0	0	13	1	0	0	0	1	0.057	0.048	0.042	0.045	0.046	0.019	0.019	0.016	0.017	0.018
	北神	0	0	0	0	12	1	0	0	0	2	0.056	0.038	0.053	0.059	0.062	0.017	0.016	0.026	0.027	0.028
	六甲アイランド	0	0	0	0	11	1	0	0	0	1	0.078	0.06	0.055	0.068	0.063	0.031	0.029	0.027	0.028	0.028
明石市	王子	14	0	0	0	12	2	0	0	0	2	△ 0.076	0.061	0.057	0.066	0.069	0.027	0.028	0.027	0.029	0.030
	二見	3	0	0	0	13	2	0	0	0	1	△ 0.070	0.064	0.055	0.065	0.067	0.026	0.028	0.026	0.028	0.028
	大久保	5	0	0	0	20	2	0	0	0	2	△ 0.068	0.071	0.057	0.060	0.070	0.026	0.028	0.024	0.027	0.029
稲美町	町役場	15	0	0	0	14	6	0	0	0	1	△ 0.093	0.067	0.066	0.067	0.071	0.031	0.032	0.032	0.036	0.038
播磨町	町役場	5	0	0	0	14	1	0	0	0	1	0.072	0.059	0.056	0.060	0.068	0.027	0.027	0.027	0.027	0.031

市町	測定局	1時間値が0.20mg／m^3を超えた時間数					日平均値が0.10mg／m^3を超えた日数					日平均値の2%除外値(mg/m^3)					年平均値				
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3	mg/m^3
加古川市	市役所	11	0	0	0	14	4	0	0	0	3	△ 0.086	0.063	0.066	0.077	0.084	0.030	0.033	0.035	0.043	0.043
	尾上	1	0	0	0	17	1	0	0	0	1	0.079	0.073	0.067	0.086	0.079	0.032	0.032	0.031	0.033	0.032
	志方公民館	12	0	0	0	14	2	0	1	2	1	△ 0.076	0.061	0.064	△ 0.077	0.069	0.027	0.025	0.025	0.030	0.027
	別府	8	0	0	0	6	2	0	0	0	1	△ 0.076	0.065	0.062	0.071	0.072	0.029	0.033	0.033	0.036	0.033
	神野	6	0	(0)	—	—	3	0	(0)	—		△ 0.080	0.055	(0.060)	—	—	0.029	0.023	(0.027)	—	—
	東神吉	2	1	0	0	14	2	0	1	0	1	0.073	0.065	0.065	0.074	0.079	0.027	0.027	0.027	0.029	0.029
	平荘	3	0	0	0	15	2	0	0	0	3	0.078	0.071	0.067	0.079	0.074	0.030	0.031	0.031	0.037	0.031
高砂市	市役所	3	0	0	0	16	3	0	0	0	2	△ 0.083	0.058	0.056	0.060	0.062	0.033	0.028	0.026	0.028	0.031
西脇市	市役所	0	0	0	0	10	1	0	0	0	1	0.073	0.059	0.061	0.065	0.062	0.035	0.031	0.031	0.033	0.030
姫路市	八代	2	0	1	0	16	2	0	0	0	2	△ 0.064	0.056	0.060	0.067	0.059	0.024	0.023	0.030	0.031	0.027
	広畑	4	0	0	0	14	3	0	0	0	2	△ 0.076	0.059	0.049	0.067	0.074	0.028	0.025	0.026	0.032	0.032
	飾磨	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0.083	0.069	0.065	0.079	0.071	0.031	0.031	0.029	0.033	0.030
	白浜	12	0	0	0	15	3	0	0	0	2	△ 0.080	0.064	0.061	0.071	0.064	0.029	0.027	0.030	0.032	0.028
	御国野	1	0	0	0	14	1	0	0	0	2	0.059	0.050	0.048	0.059	0.073	0.025	0.023	0.022	0.031	0.032
	網干	0	0	0	0	15	2	0	0	0	2	△ 0.060	0.058	0.052	0.047	0.069	0.023	0.026	0.022	0.020	0.027
	飾西	0	0	0	0	12	1	0	0	0	1	0.068	0.056	0.062	0.072	0.068	0.027	0.027	0.026	0.028	0.026
	豊富	0	0	0	0	16	1	0	0	0	2	0.057	0.058	0.064	0.063	0.068	0.023	0.028	0.029	0.029	0.031
	林田	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.076	0.066	0.065	0.067	0.066	0.028	0.028	0.026	0.027	0.025
太子町	町役場	0	0	2	0	16	2	0	0	0	2	△ 0.071	0.057	0.056	0.058	0.060	0.027	0.028	0.027	0.028	0.027
たつの市	市役所	0	0	0	0	13	2	0	0	0	1	△ 0.066	0.053	0.047	0.052	0.056	0.023	0.021	0.021	0.021	0.025
相生市	市役所	0	0	0	0	17	2	0	0	0	1	△ 0.068	0.058	0.055	0.057	0.061	0.027	0.026	0.026	0.027	0.027
赤穂市	市役所	0	0	0	0	16	2	0	0	0	1	△ 0.069	0.056	0.053	0.063	0.059	0.025	0.024	0.022	0.025	0.025
丹波市	柏原	9	0	0	0	11	2	0	0	0	2	△ 0.067	0.043	0.046	0.044	0.051	0.020	0.019	0.019	0.021	0.021
豊岡市	市役所	0	0	0	0	4	1	0	0	0	1	0.051	0.043	0.049	0.049	0.051	0.019	0.019	0.019	0.020	0.019
洲本市	市役所	2	0	0	0	6	2	0	0	0	0	△ 0.069	0.051	0.052	0.054	0.058	0.025	0.025	0.024	0.025	0.025
全測定局単純平均値																	0.027 [59局]	0.026 [58局]	0.026 [57局]	0.028 [57局]	0.028 [56局]
継続測定局単純平均値																	0.028 [33局]	0.027 [32局]	0.026 [32局]	0.028 [32局]	0.028 [31局]

（参考） 1　長期的評価における環境基準の達成とは、「1年間全ての測定日数の1日の平均値を対象に評価し、日平均値の高い方から2%分を除外した後の最高値（2%除外値）が0.10mg/m^3以下であり、かつ、日平均値が0.10mg/m^3を超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。

短期的評価における環境基準の達成とは、「全ての測定値を対象に評価し、1時間値が0.20mg/m^3以下、かつ、日平均値が0.10mg/m^3以下であること。」をいう。

2　この表において、「日平均値の2%除外値」の欄で「×」は2%除外値が0.10mg/m^3を超過したことを、「△」は、2日連続で日平均値が0.10mg/m^3を超過したことを示し、長期的評価において環境基準が未達成であることを示す。

3　（　）は、有効測定時間数（6000時間/年）に達していない局の値を示す。

4　全測定局、継続測定局単純平均値は、[　]内の局数の年平均値の単純平均で、有効測定時間数（6000時間/年）に達していない年平均値を除いて算定した。

5　　は、昭和51年からの継続測定局を示す。

表４ 有害大気汚染物質の調査結果(平成１８年４月～１９年３月)

測定場所		アクリロニトリル μg/m³			アセトアルデヒド μg/m³			塩化ビニルモノマー μg/m³			クロロホルム μg/m³		
		最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値
一般環境	三田市役所	0.25	0.061	0.12	6.9	1.4	3.6	0.092	0.007	0.038	0.59	0.095	0.27
	西脇市役所	0.32	0.017	0.11	6.0	0.21	3.1	0.043	0.006	0.026	0.61	0.11	0.34
	たつの市役所及び龍野庁舎	0.53	0.038	0.14	6.7	1.1	3.7	0.057	0.004	0.022	0.41	0.069	0.16
	豊岡市役所及び豊岡総合庁舎	0.36	0.027	0.10	7.3	0.66	3.1	0.12	0.003	0.028	0.63	0.13	0.29
	洲本市役所及び洲本総合庁舎	0.49	0.056	0.17	5.9	0.66	3.6	0.055	0.002	0.024	0.59	0.19	0.37
固定発生源周辺	高砂市消防分署	1.4	0.088	0.46				8.2	0.086	2.2	1.1	0.07	0.46
道路沿道	芦屋宮川小自排局	0.43	0.020	0.15	8.2	1.2	4.2	0.071	0.008	0.032	0.82	0.12	0.34
H17全国測定結果(平均値)(注)		2.0	0.0075	0.10	6.7	0.38	2.8	2.4	0.0017	0.069	39	0.032	0.32
環境基準値		－			－			－			－		

測定場所		１，２－ジクロロエタン μg/m³			ジクロロメタン μg/m³			テトラクロロエチレン μg/m³			トリクロロエチレン μg/m³		
		最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値
一般環境	三田市役所	0.20	0.043	0.11	3.8	0.55	1.5	0.76	0.16	0.30	0.64	0.02	0.18
	西脇市役所	0.30	0.024	0.099	3.5	0.78	2.1	0.88	0.06	0.17	0.36	0.04	0.10
	たつの市役所及び龍野庁舎	0.47	0.055	0.17	5.6	0.37	1.2	0.29	0.04	0.13	0.33	0.07	0.16
	豊岡市役所及び豊岡総合庁舎	0.23	0.023	0.084	11	1.3	2.9	0.47	0.05	0.17	0.60	0.03	0.25
	洲本市役所及び洲本総合庁舎	0.19	0.036	0.095	3.1	1.2	2.0	0.80	0.08	0.29	0.22	0.03	0.12
固定発生源周辺	高砂市消防分署	1.2	0.11	0.36	5.4	0.42	2.0	0.24	0.06	0.13	0.39	0.13	0.26
道路沿道	芦屋宮川小自排局	0.21	0.040	0.099	4.8	0.74	2.1	0.67	0.12	0.34	0.44	0.09	0.21
H17全国測定結果(平均値)(注)		2.7	0.0045	0.13	22	0.11	2.1	2.5	0.0040	0.28	15	0.0045	0.75
環境基準値		－			150			200			200		

測定場所		１，３－ブタジエン μg/m³			ベンゼン μg/m³			ベンゾ[a]ピレン ng/m³			ホルムアルデヒド μg/m³		
		最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値
一般環境	三田市役所	0.48	0.060	0.22	3.6	0.8	2.0	0.46	0.045	0.23	6.0	2.2	4.3
	西脇市役所	0.34	0.051	0.13	3.3	1.0	1.7	0.45	0.033	0.20	5.0	1.0	2.8
	たつの市役所及び龍野庁舎	0.31	0.023	0.14	1.9	0.87	1.4	0.23	0.028	0.11	4.8	0.87	2.9
	豊岡市役所及び豊岡総合庁舎	0.22	0.046	0.091	2.5	0.48	1.3	0.44	0.028	0.16	5.4	0.70	2.8
	洲本市役所及び洲本総合庁舎	0.35	0.026	0.18	2.5	1.2	1.8	0.46	0.022	0.15	7.3	0.89	3.5
固定発生源周辺	高砂市消防分署	1.6	0.029	0.27	3.5	0.77	1.9						
道路沿道	芦屋宮川小自排局	0.50	0.052	0.18	2.6	1.1	1.7	0.44	0.000	0.10	9.4	2.7	5.5
H17全国測定結果(平均値)(注)		1.7	0.0054	0.22	3.7	0.47	1.7	2.3	0.015	0.30	7.3	0.55	3.0
環境基準値		－			3			－			－		

測定場所		酸化エチレン μg/m³			水銀及びその化合物 ng/m³			ベリリウム及びその化合物 ng/m³			ニッケル化合物 ng/m³		
		最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値
一般環境	三田市役所	0.12	0.021	0.057	3.3	0.80	2.0	0.018	0.0087	0.013	11	0.98	3.0
	西脇市役所	0.08	0.021	0.047	4.9	1.4	2.2	0.070	0.0047	0.030	12	1.2	4.5
	たつの市役所及び龍野庁舎	0.093	0.026	0.059	2.5	0.90	1.6	0.049	0.0075	0.024	18	1.0	4.8
	豊岡市役所及び豊岡総合庁舎	0.084	0.009	0.054	2.7	1.2	1.9	0.055	0.014	0.026	20	0.88	4.5
	洲本市役所及び洲本総合庁舎	0.098	0.013	0.060	2.8	1.1	1.8	0.030	0.0093	0.018	17	1.3	6.6
H17全国測定結果(平均値)(注)		0.52	0.0077	0.093	5.0	0.69	2.3	1.0	0.0018	0.042	38	0.90	5.3
環境基準値		－			－			－			－		

測定場所		ヒ素及びその化合物 ng/m³			マンガン及びその化合物 ng/m³			クロム及びその化合物 ng/m³		
		最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値
一般環境	三田市役所	1.9	0.39	0.79	104	4.0	24	11	0.63	2.9
	西脇市役所	4.1	0.91	2.1	128	7.2	40	14	0.47	4.8
	たつの市役所及び龍野庁舎	5.6	0.40	2.5	279	1.5	67	22	0.65	6.5
	豊岡市役所及び豊岡総合庁舎	2.8	0.71	1.8	275	2.8	55	20	0.069	6.5
	洲本市役所及び洲本総合庁舎	3.4	0.28	1.9	207	5.8	54	18	2.5	6.4
H17全国測定結果(平均値)(注)		18	0.23	1.9	240	2.9	33	81	0.20	6.9
環境基準値		－			－			－		

注) 全国測定結果については、17年度の全国測定結果（平均値）の最大値・最小値・平均値である。

表５　光化学スモッグ広報等の年度別推移

	予報		注意報		被害者届出数
	回　数	地域数	回　数	地域数	（人）
平成８年度	3	4	4	7	0
平成９年度	1	1	2	2	0
平成10年度	4	8	4	10	0
平成11年度	5	14	7	13	209
平成12年度	8	15	17	61	0
平成13年度	0	0	5	19	0
平成14年度	14	44	8	23	38
平成15年度	3	9	7	17	0
平成16年度	5	9	6	10	0
平成17年度	8	26	9	27	0
平成18年度	5	23	8	20	0

（備考）光化学スモッグ広報等の発令基準

予　報…測定局におけるオキシダント濃度が気象条件等から注意報の発令基準に達するおそれがあるとき。

注意報…測定局におけるオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり、気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき。

表６　酸性雨自動測定機による監視結果

	神戸（須磨）					豊　岡					丹波（柏原）				
	降水量	年平均値				降水量	年平均値				降水量	年平均値			
年度	(mm)	pH	EC	SO_4^{2-}	NO_3^-	(mm)	pH	EC	SO_4^{2-}	NO_3^-	(mm)	pH	EC	SO_4^{2-}	NO_3^-
平成２年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2015	4.6	15	1.32	1.25
平成３年度	1127	4.4	25	2.31	1.61	1991	4.5	25	2.31	1.61	1504	4.5	16	1.60	1.65
平成４年度	1042	4.5	25	1.79	1.55	1908	4.7	25	1.79	1.55	1437	4.4	19	1.59	1.89
平成５年度	1453	4.6	23	2.04	1.59	1965	4.7	23	2.04	1.59	1701	4.6	15	1.53	1.08
平成６年度	392	4.4	25	2.30	2.80	1478	4.6	25	2.30	2.80	984	4.5	18	1.69	2.16
平成７年度	1088	4.5	25	2.25	1.96	1799	4.6	25	2.25	1.96	1541	4.5	17	1.85	1.59
平成８年度	942	4.4	31	2.08	1.85	1839	4.4	31	2.08	1.85	1403	4.3	25	2.88	2.52
平成９年度	1312	4.6	22	1.12	2.08	2069	4.6	22	1.12	2.08	1751	4.6	13	1.29	1.30
平成10年度	1228	4.5	20	1.74	1.19	1968	4.7	30	2.66	2.43	1677	4.7	18	1.52	1.33
平成11年度	1128	4.6	23	2.52	1.63	1820	4.7	30	2.88	2.08	1591	4.7	16	1.25	1.01
平成12年度	979	4.5	23	2.01	1.54	1815	4.5	34	3.74	1.90	1286	4.5	21	1.61	1.78
平成13年度	714	4.4	23	2.74	1.02	1877	4.8	30	2.16	1.08	1297	4.5	19	2.33	1.01
平成14年度	750	4.5	27	2.22	1.08	1401	4.5	45	2.88	1.35	1142	4.6	18	2.13	0.85
平成15年度	1113	4.6	22	1.63	1.07	1788	4.6	31	2.14	1.03	1069	4.5	23	2.86	1.07
平成16年度	1346	4.8	27	2.78	0.92	2149	4.6	31	1.83	1.07	1959	4.6	17	1.93	0.80
平成17年度	719	4.4	29	3.93	1.70	1723	4.3	36	4.42	1.61	915	4.3	25	2.58	1.55
平成18年度	1110	4.4	27	1.66	2.51	1722	4.5	35	2.59	1.78	1462	4.5	20	2.73	1.38

（備考）　１　自動採取測定機の設置年月　　神戸（須磨）及び豊岡：平成３年２月
丹波：平成２年３月

２　測定項目　　pH　：水素イオン濃度指数、　　EC　　：導電率（μS/cm）
SO_4^{2-}：硫酸イオン濃度（μg/mL）、　NO_3^-　　：硝酸イオン濃度（μg/mL）

表7　兵庫県のアスベスト一般環境等モニタリング結果

（1）一般環境

測定地点	市町名	測定結果（単位：本／L）													
		平成元年度	3年度	5年度	7年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
尼崎市公害監視センター	尼崎市		0.23	0.07	0.11	0.05	0.08	0.04	0.06	0.04	0.04	不検出	不検出	不検出	不検出
西宮市役所	西宮市						0.05	0.05	0.05	不検出	0.04	不検出	不検出	不検出	不検出
芦屋市立潮見小学校	芦屋市					0.04	0.06	0.06	0.09	0.05	0.04	不検出	不検出	不検出	不検出～0.1
伊丹市役所	伊丹市						0.07	0.04	0.05	0.04	0.05	不検出	不検出	不検出	不検出～0.04
宝塚市よりあいひろば	宝塚市						0.07	0.05	0.04	0.05	0.04	不検出	不検出	不検出	不検出
社総合庁舎	加東市													不検出	不検出～0.03
播磨町役場	播磨町	0.24	0.15	0.07	0.07	0.08	0.06	0.06	0.04	0.07	0.05	不検出	0.05	不検出	不検出
龍野庁舎	たつの市													不検出	不検出
豊岡総合庁舎	豊岡市													不検出	不検出～0.03
柏原総合庁舎丹波市	丹波市													不検出	不検出
洲本総合庁舎	洲本市													不検出	不検出

（2）道路沿道

測定地点	市町名	測定結果（単位：本／L）	
		平成17年度	18年度
芦屋市立宮川小学校	芦屋市	不検出	不検出

（3）工場・事業場

測定地点	市町名	測定結果（単位：本／L）	
		平成17年度	18年度
㈱クボタ阪神工場尼崎事業所	尼崎市	不検出	不検出
㈱クボタ本社阪神事務所（旧神崎工場）	尼崎市	不検出～0.14	不検出
神鋼鋼線工業㈱尼崎事業所	尼崎市	不検出～0.06	不検出
三菱電機㈱伊丹製作所	尼崎市	不検出～0.03	不検出
ヤンマー㈱尼崎工場	尼崎市	不検出	不検出
神戸パッキン㈱	明石市	不検出～0.18	不検出
JFEスチール㈱東日本製鉄所（西宮工場）	西宮市	不検出	不検出
二葉工業㈱	西宮市	不検出～0.07	不検出
成光工業㈱	伊丹市	不検出	不検出
日本ピラー工業㈱三田工場	三田市	不検出	不検出
三菱重工業㈱高砂製作所	高砂市	不検出	不検出
石川島播磨重工業㈱相生工場	相生市	不検出	不検出
㈱江見工業所	相生市	不検出	不検出
高圧ガス工業㈱播磨工場	たつの市	不検出～0.04	不検出
グンゼ㈱梁瀬工場	朝来市	不検出～0.05	不検出

表８　自動車排出ガス（二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質）の環境基準との対比等

（１）二酸化窒素

市町	測定局	設置主体	道路	日平均値の年間98%値					年平均値				
				平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
				ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尼崎市	浜田	市	国道２号	0.056	0.053	0.050	0.046	0.053	0.027	0.028	0.026	0.025	0.025
	武庫川	市	国道４３号	× 0.066	× 0.066	× 0.064	0.059	× 0.063	0.035	0.037	0.036	0.036	0.033
	上坂部西公園	市	県道尼崎池田線	0.057	0.060	0.053	0.048	0.054	0.033	0.034	0.032	0.030	0.029
	武庫荘総合高校	市	県道尼崎宝塚線	0.057	0.060	0.052	0.049	0.054	0.035	0.035	0.032	0.029	0.032
	砂田こども広場	市	県道米谷昆陽尼崎線	0.060	0.055	0.055	0.055	0.060	0.036	0.036	0.034	0.035	0.035
	園和小学校	市	市道尼崎豊中線	0.054	0.048	0.046	0.043	0.045	0.028	0.028	0.026	0.026	0.024
西宮市	六堰寺	市	国道２号	0.042	0.041	0.041	0.050	0.054	0.024	0.024	0.023	0.028	0.028
	甲子園	市	国道４３号	0.058	0.057	0.050	0.052	0.056	0.036	0.035	0.031	0.032	0.033
	津門川	市	国道４３号	0.057	0.060	0.058	0.052	0.056	0.030	0.031	0.032	0.029	0.029
	河原	市	国道１７１号	0.052	0.045	0.047	0.045	0.047	0.026	0.025	0.025	0.025	0.024
	塩瀬	市	国道１７６号	0.044	0.042	0.047	0.046	0.046	0.027	0.026	0.029	0.028	0.028
芦屋市	打出	県	国道４３号	× 0.069	× 0.068	× 0.065	× 0.061	× 0.070	0.038	0.037	0.038	0.036	0.037
伊丹市	緑ケ丘	県	国道１７１号	× 0.066	× 0.065	× 0.065	× 0.062	× 0.061	0.043	0.042	0.042	0.040	0.037
宝塚市	栄町	県	国道１７６号	× 0.062	× 0.066	0.059	× 0.064	× 0.066	0.041	0.044	0.040	0.043	0.042
川西市	加茂	県	県道尼崎池田線	0.053	0.055	0.053	0.052	0.051	0.027	0.029	0.029	0.027	0.025
神戸市	垂水	市	国道２号	0.050	0.055	0.053	0.054	0.058	0.031	0.033	0.033	0.034	0.034
	西部	市	阪神高速道路	0.053	0.049	0.046	0.046	0.049	0.026	0.026	0.025	0.026	0.025
	東部	市	国道４３号	0.060	0.057	0.054	0.055	0.055	0.031	0.031	0.030	0.030	0.029
	西神	市	国道１７５号	0.048	0.050	0.050	0.053	0.047	0.027	0.028	0.030	0.029	0.027
	北神	市	中国自動車道	—	(0.038)	0.030	0.031	0.033	—	(0.025)	0.019	0.019	0.019
	三宮	市	県道神戸明石線	＊ 0.071	＊ 0.075	＊ 0.069	＊ 0.060	＊ 0.058	＊ 0.046	＊ 0.046	＊ 0.044	＊ 0.038	＊ 0.037
明石市	小久保	市	国道２号	0.046	0.048	0.046	0.043	0.046	0.027	0.026	0.025	0.023	0.026
	林崎	市	県道明石高砂線	0.045	0.045	0.047	0.043	0.049	0.025	0.023	0.024	0.022	0.026
加古川市	平岡	市	国道２号（加古川ﾊﾞｲﾊﾟｽ）	0.045	0.048	0.048	0.045	0.051	0.024	0.026	0.027	0.025	0.028
	鳩里	市	国道２５０号（明姫幹線）	—	—	—	0.042	0.041	—	—	—	0.024	0.023
高砂市	中島	県	国道２５０号（明姫幹線）	0.041	0.041	0.042	0.041	0.044	0.026	0.025	0.026	0.026	0.025
小野市	上本町	県	県道加古川小野線	0.035	0.035	0.035	0.032	0.035	0.021	0.020	0.022	0.019	0.018
姫路市	船場	市	国道２号	0.041	0.054	0.043	0.038	0.040	0.025	0.029	0.026	0.025	0.024
	飾磨	市	県道姫路港線	0.042	0.041	0.039	0.038	0.040	0.025	0.024	0.023	0.025	0.023
相生市	池之内	県	国道２号	0.043	0.042	0.041	0.039	0.039	0.028	0.026	0.025	0.025	0.025
豊岡市	小尾崎	県	国道３１２号	0.025	0.028	0.024	0.026	0.022	0.015	0.017	0.016	0.015	0.013
全測定局単純平均値									0.029 [28局]	0.029 [28局]	0.028 [29局]	0.028 [30局]	0.028 [30局]
継続測定局単純平均値									0.030 [20局]	0.030 [20局]	0.029 [20局]	0.029 [20局]	0.029 [20局]

（参考）　1　長期的評価における環境基準の達成とは、「1年間全ての日数の1日の平均値について、日平均値の低い方から98%目にくる値が 0.06ppm以下であること。

2　この表において、「日平均値の年間98%値」の欄で「×」の印のついた地点は、長期的評価において環境基準が未達成であることを示す。

3　神戸市三宮局の＊印は、車道上で測定(車道局）しているため、環境基準を適用しない。

4　「—」印は、測定局未設置等のため、ﾃﾞｰﾀがないことを示す。

5　（　）は、有効測定時間数（6000時間/年）に達していない局の値を示す。

6　測定局単純平均値は、[　]内の局数の年平均値の単純平均で、神戸市三宮局及び有効測定時間数に達していない年平均値を除いて算定した。

7　　は、昭和53年からの継続測定局を表す。

(2)一酸化炭素

市町	測定局	設置主体	道路	8時間平均値が20ppmを超えた回数					日平均値が10ppmを超えた日数					年平均値				
				平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
				回数	回数	回数	回数	回数	日数	日数	日数	日数	日数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尼崎市	国設尼崎自排	国	国道４３号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.2	1.2	1.1	1.1	1.1
	武庫川	市	国道４３号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.8	0.7	0.7	0.6
	砂田こども広場	市	県道米谷昆陽尼崎線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	0.8	0.7	0.7	0.7
西宮市	六湛寺	市	国道２号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6
	甲子園	市	国道４３号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6
	津門川	市	国道４３号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.8	0.6	0.5	0.5
	河原	市	国道１７１号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	塩瀬	市	国道１７６号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5
芦屋市	打出	県	国道４３号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.7	0.7	0.7	0.6
伊丹市	緑ヶ丘	県	国道１７１号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.3	1.2	1.1	1.0	1
宝塚市	栄町	県	国道１７６号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.8	0.8	0.7	0.6
川西市	加茂	県	県道尼崎池田線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6
神戸市	垂水	市	国道２号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.9	0.8	0.7	0.7	0.6
	西部	市	阪神高速道路	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0.5	0.5	0.4	0.4	—
	東部	市	国道４３号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.5	0.5	0.4	0.5
	西神	市	国道１７５号	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0.7	0.7	0.7	0.6	—
	北神	市	中国自動車道	—	(0)	0	0	0	—	(0)	0	0	0	—	(0.4)	0.4	0.4	0.4
	三宮	市	県道神戸明石線	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	＊ 1.4	＊ 1.4	＊ 1.3	＊ 1.2	＊ 1.1
明石市	小久保	市	国道２号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.6	0.6	0.5	0.5
	林崎	市	県道明石高砂線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5
加古川市	平岡	市	国道２号（加古川バイパス）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4
高砂市	中島	県	国道250号（明姫幹線）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5
小野市	上本町	県	県道加古川小野線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6
姫路市	船場	市	国道２号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
	飾磨	市	県道姫路港線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5
相生市	池之内	県	国道２号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4
豊岡市	小尾崎	県	国道３１２号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5
全測定局単純平均値														0.7 [25局]	0.7 [25局]	0.6 [26局]	0.6 [26局]	0.6 [24局]
継続測定局単純平均値														0.7 [18局]	0.7 [18局]	0.6 [18局]	0.6 [18局]	0.6 [16局]

（参考）　1　長期的評価における環境基準の達成とは、「1年間全ての測定日数の1日の平均値について、日平均値の高い方から2%分を除外した後の最高値（2%除外値）が10ppm以下であり、かつ、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。
短期的評価における環境基準の達成とは、「全ての測定値を対象に評価し、8時間平均値が20ppm以下、かつ、日平均値が10ppm以下であること。」をいう。
2　神戸市三宮局の*印は、車道上で測定（車道局）しているため、環境基準を適用しない。
3　「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
4　（　）は、有効測定時間数（6000時間/年）に達していない局の値を示す。
5　全測定局、継続測定局単純平均値は、[　]内の局数の年平均値の単純平均で、神戸市三宮局及び有効測定時間数（6000時間/年）に達していない年平均値を除いて算定した。
6　　は、昭和53年からの継続測定局を示す。

（３）　浮遊粒子状物質

市町	測定局	設置主体	道路	1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数					日平均値が0.10mg/m³を超えた日数					日平均値の2%除外値(mg/m³)					年平均値				
				平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
				時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	mg/m³	mg/m³	mg/m³	mg/m³	mg/m³	mg/m3	mg/m3	mg/m3	mg/m3	mg/m³
尼崎市	武庫川	市	国道４３号	2	0	0	0	10	4	1	0	0	3	△ 0.089	0.071	0.064	0.069	0.068	0.037	0.035	0.032	0.032	0.033
	砂田こども広場	市	県道米谷昆陽尼崎線	0	0	0	0	8	1	0	0	2	2	0.079	0.069	0.069	△ 0.077	0.062	0.034	0.034	0.033	0.032	0.029
西宮市	六湛寺	市	国道２号	5	2	0	0	11	1	2	1	0	1	0.077	0.071	0.067	0.066	0.055	0.029	0.029	0.027	0.027	0.026
	甲子園	市	国道４３号	1	8	0	0	10	1	1	3	0	1	0.071	0.084	△ 0.065	0.069	0.070	0.027	0.035	0.032	0.030	0.029
	津門川	市	国道４３号	5	0	0	1	12	5	1	0	1	1	△ 0.089	0.071	0.058	0.079	0.069	0.032	0.029	0.025	0.032	0.031
	河原	市	国道１７１号	—	—	0	0	11	—	—	0	0	1	—	—	0.051	0.051	0.051	—	—	0.021	0.021	0.021
	塩瀬	市	国道１７６号	—	—	0	0	11	—	—	0	0	1	—	—	0.056	0.056	0.055	—	—	0.026	0.026	0.024
芦屋市	打出	県	国道４３号	12	0	0	0	12	4	0	0	0	3	△ 0.087	0.079	0.069	0.074	0.069	0.036	0.034	0.032	0.032	0.032
伊丹市	緑ケ丘	県	国道１７１号	15	1	0	2	19	9	1	0	4	2	× 0.104	0.082	0.079	0.090	0.075	0.050	0.045	0.042	0.042	0.037
宝塚市	栄町	県	国道１７６号	7	0	14	0	20	4	1	0	0	3	△ 0.090	0.078	0.075	0.074	0.075	0.041	0.041	0.039	0.037	0.034
川西市	加茂	県	県道尼崎池田線	12	0	0	0	12	11	0	0	0	2	× 0.105	0.078	0.072	0.079	0.063	0.053	0.042	0.042	0.042	0.032
神戸市	垂水	市	国道２号	12	0	0	0	26	5	2	3	2	6	△ 0.096	0.086	0.096	△ 0.091	△ 0.092	0.044	0.047	0.048	0.046	0.046
	西部	市	阪神高速道路	1	0	1	0	7	2	0	1	0	1	△ 0.077	0.068	0.072	0.078	0.062	0.032	0.033	0.030	0.031	0.027
	東部	市	国道４３号	9	0	0	0	12	4	0	0	0	2	△ 0.083	0.067	0.060	0.067	0.071	0.033	0.032	0.029	0.027	0.031
	西神	市	国道１７５号	1	0	0	0	13	2	1	0	0	1	0.080	0.068	0.060	0.064	0.066	0.033	0.031	0.028	0.029	0.029
	北神	市	中国自動車道	—	(0)	0	0	13	—	(0)	0	0	1	—	(0.052)	0.053	0.060	0.063	—	(0.023)	0.025	0.027	0.026
明石市	小久保	市	国道２号	—	0	1	0	14	—	0	0	0	2	—	0.063	0.058	0.061	0.068	—	0.030	0.027	0.029	0.030
	林崎	市	県道明石高砂線	4	0	3	0	1	2	0	0	0	0	△ 0.072	0.066	0.068	0.076	0.073	0.029	0.029	0.027	0.038	0.037
加古川市	平岡	市	国道２号（加古川バイパス）	0	0	0	0	22	2	0	0	5	3	0.076	0.061	0.073	△ 0.082	0.080	0.030	0.026	0.035	0.036	0.039
	鳩里	市	国道２５０号（明姫幹線）	—	—	—	0	16	—	—	—	7	1	—	—	—	△ 0.095	0.069	—	—	—	0.035	0.034
高砂市	中島	県	国道２５０号（明姫幹線）	13	0	0	0	13	4	0	0	0	1	△ 0.087	0.070	0.067	0.065	0.064	0.032	0.035	0.033	0.028	0.028
小野市	上本町	県	県道加古川小野線	—	—	0	0	15	—	—	0	0	2	—	—	0.067	0.070	0.068	—	—	0.033	0.033	0.030
姫路市	船場	市	国道２号	2	0	0	0	20	2	0	0	0	6	△ 0.076	0.066	0.071	0.073	△ 0.082	0.032	0.031	0.031	0.031	0.032
	飾磨	市	県道姫路港線	3	0	0	0	15	5	0	0	0	3	△ 0.086	0.069	0.069	0.070	0.074	0.035	0.032	0.030	0.032	0.030
相生市	池之内	県	国道２号	0	0	0	0	16	2	1	2	0	3	△ 0.082	0.066	0.073	0.077	0.064	0.037	0.031	0.034	0.036	0.028
全測定局単純平均値																			0.036 [19局]	0.034 [20局]	0.032 [24局]	0.033 [25局]	0.031 [25局]
継続測定局単純平均値																			0.036 [7局]	0.035 [7局]	0.035 [7局]	0.034 [7局]	0.032 [7局]

（参考）　1　長期的評価における環境基準の達成とは、「1年間全ての測定日数の1日の平均値について、日平均値の高い方から2%分を除外した後の最高値（2%除外値）が0.10mg/m³以下であり、かつ、日平均値が0.10mg/m³を越える日が2日以上連続しないこと。」をいう。

短期的評価における環境基準の達成とは、「全ての測定値について、1時間値が0.20mg/m³以下、かつ、日平均値が0.10mg/m³以下であること。」をいう。

2　この表において、「日平均値の2%除外値」の欄で「×」は2%除外値が0.10mg/m³を超過したことを、「△」は、2日連続で日平均値が0.10mg/m³を超過したことを示し、長期的評価において環境基準が未達成であることを示す。

3　「—」印は、測定局未設置等のため,ﾃﾞｰﾀがないことを示す。

4　（　）は、有効測定時間数（6000時間/年）に達していない局の値を示す。

5　全測定局、継続測定局単純平均値は、[　]内の局数の年平均値の単純平均で、有効測定時間数（6000時間/年）に達していない年平均値を除いて算定した。

6　　は、平成元年からの継続測定局を示す。

表９　自動車騒音の環境基準等との対比（平成18年度）

路線名	調査地点	調査日			車線数	測定結果		環境基準値 適合状		要請限度超過状況	
						昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
一般国道２号	芦屋市打出小槌町*	11月1日	～	2日	4	67	65	○	○	－	－
	芦屋市春日町	1月26日	～	2月5日	4	68	65	○	○	○	○
	高砂市阿弥陀町阿弥陀	10月5日	～	17日	2	70	67	○	×	○	○
	太子町松尾	1月18日	～	26日	4	56	54	○	○	○	○
	太子町東保*	11月7日	～	8日	2	70	67	○	×	－	－
	上郡町梨ヶ原	9月22日	～	10月2日	2	78	79	×	×	×	×
一般国道９号	養父市八鹿町八木*	10月31日	～	11月1日	2	73	70	×	×	－	－
	朝来市和田山町土田	7月13日	～	21日	2	71	69	×	×	○	○
	朝来市和田山町宮田*	10月31日	～	11月1日	2	71	69	×	×	－	－
一般国道２８号	洲本市塩屋*	12月5日	～	6日	2	70	68	○	×	－	－
	淡路市久留麻*	12月5日	～	6日	2	72	71	×	×	－	－
	南あわじ市山添*	12月5日	～	6日	2	73	71	×	×	－	－
一般国道２８号（本四）	淡路市育波*	12月5日	～	6日	4	52	48	○	○	－	－
一般国道２９号	宍粟市山崎町庄能*	11月7日	～	8日	2	68	64	○	○	－	－
一般国道43号、阪神高速道路神戸線	神戸市東灘区御影塚町	6月13日	～	14日	6+4	61	58	○	○	－	－
	尼崎市西本町	6月13日	～	14日	6+4	65	62	○	○	－	－
	西宮市市庭町	6月13日	～	14日	6+4	64	60	○	○	－	－
	芦屋市竹園町	6月13日	～	14日	6+4	60	57	○	○	－	－
一般国道１７１号	伊丹市昆陽北	11月28日	～	12月6日	4	70	68	○	×	○	○
一般国道１７３号	川西市多田桜木	6月1日	～	9日	4	72	70	×	×	○	○
	川西市山下町*	12月18日	～	19日	4	69	65	○	○	－	－
一般国道１７５号	西脇市蒲江*	11月28日	～	29日	2	68	65	○	○	－	－
	西脇市高松町	10月17日	～	25日	4	71	67	×	×	○	○
	小野市浄谷町	6月27日	～	7月5日	4	69	66	○	×	○	○
	三木市別所町高木	11月2日	～	10日	4	72	68	×	×	○	○
	加東市新町*	11月28日	～	29日	4	71	67	×	×	－	－
	丹波市春日町朝日*	11月15日	～	16日	2	73	70	×	×	－	－
一般国道１７６号	宝塚市小浜	8月10日	～	18日	8	66	59	○	○	○	○
	川西市小花	12月6日	～	14日	2	68	64	○	○	○	○
	三田市高次*	4月18日	～	19日	2	67	64	○	○	－	－
	三田市長坂	6月9日	～	21日	2	71	67	×	×	○	○
	篠山市犬飼*	11月15日	～	16日	2	75	70	×	×	－	－
	丹波市柏原町母坪	5月8日	～	16日	2	69	64	○	○	○	○
一般国道１７８号	豊岡市福田*	10月31日	～	11月1日	2	68	62	○	○	－	－
一般国道１７９号	たつの市新宮町新宮*	11月7日	～	8日	2	68	63	○	○	－	－
	太子町觜	1月10日	～	18日	2	71	67	×	×	○	○
一般国道２５０号	相生市千尋町	11月10日	～	20日	2	68	63	○	○	○	○
	高砂市中筋*	10月18日	～	19日	4	69	63	○	○	－	－
	播磨町南大中	4月12日	～	20日	4	67	62	○	○	○	○
	たつの市御津町釜屋*	11月7日	～	8日	2	68	60	○	○	－	－

路線名	調査地点	調査日			車線数	測定結果		環境基準値 適合状		要請限度超過状況	
						昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
一般国道３１２号	福崎町西田原*	10月16日	～	17日	2	68	64	○	○	－	－
	豊岡市日高町府中新*	10月31日	～	11月1日	2	73	64	×	○	－	－
	朝来市和田山町枚田*	2月19日	～	20日	2	72	69	×	×	－	－
	豊岡市塩津町	7月5日	～	13日	2	68	61	○	○	○	○
一般国道３１２号（播但）	福崎町西田原*	10月16日	～	17日	2	56	51	○	○	－	－
一般国道３７２号	加西市下宮木*	1月18日	～	19日	2	73	71	×	×	－	－
一般国道３７３号	上郡町赤松	9月14日	～	22日	2	65	62	○	○	○	○
	上郡町東町*	11月7日	～	8日	2	71	67	×	×	－	－
一般国道４２７号	多可町中区糀屋*	11月28日	～	29日	2	69	63	○	○	－	－
中国自動車道	宝塚市清荒神	8月28日	～	9月5日	6	54	50	○	○	○	○
	加東市上中*	11月21日	～	22日	4	56	51	○	○	－	－
	福崎町西大貫	11月20日	～	28日	4	63	61	○	○	○	○
山陽自動車道	たつの市揖保川町半田*	11月7日	～	8日	4	57	57	○	○	－	－
舞鶴自動車道	篠山市杉*	11月15日	～	16日	4	60	55	○	○	－	－
	丹波市春日町国領*	11月15日	～	16日	4	59	53	○	○	－	－
阪神高速道路湾岸線	芦屋市陽光町	2月5日	～	14日	6	63	58	○	○	○	○
県道青垣柏原線	丹波市氷上町市辺*	11月15日	～	16日	2	72	65	×	○	－	－
県道西脇三田線	三木市吉川町鍛冶屋*	11月21日	～	22日	2	72	69	×	×	－	－
県道加古川小野線	小野市市場町*	11月21日	～	22日	2	74	71	×	×	－	－
県道神戸三木線	三木市別所町小林*	11月21日	～	22日	2	68	62	○	○	－	－
県道三木山崎線	福崎町大貫*	2月28日	～	3月1日	2	71	67	×	×	－	－
県道中北条線	加西市北条町古坂*	11月28日	～	29日	2	70	66	○	×	－	－
県道中寺北条線	加西市福居	12月14日	～	22日	2	63	56	○	○	○	○
県道福良江井岩屋線	淡路市富島*	3月26日	～	27日	2	65	57	○	○	－	－
県道三木三田線	三木市宿原*	11月21日	～	22日	2	71	68	×	×	－	－
県道高砂北条線	高砂市荒井町小松原*	10月18日	～	19日	2	68	62	○	○	－	－
県道宗佐土山線	稲美町国岡	8月2日	～	10日	2	71	65	×	○	○	○
県道明石高砂線	高砂市伊保*	10月18日	～	19日	2	71	65	×	○	－	－
県道尼崎宝塚線	宝塚市安倉西	4月20日	～	28日	4	65	61	○	○	○	○
		10月25日	～	11月2日	4	65	61	○	○	○	○
市道宮川線	芦屋市大原町	5月16日	～	24日	2	61	54	×	○	○	○
市道山手幹線	芦屋市松ノ内町	5月24日	～	6月1日	2	60	52	○	○	○	○

注１）*は常時監視地点。

表１０　自動車振動の要請限度との対比（移動観測車による測定結果）

路線名	調査地点	調査日	車線数	測定結果		要請限度		要請限度値適合状況	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
一般国道２号	芦屋市春日町	1月26日 ～ 2月5日	4	36	33	65	60	○	○
	高砂市阿弥陀町阿弥陀	10月5日 ～ 17日	2	39	32	65	60	○	○
	太子町松尾	1月18日 ～ 26日	4	38	38	65	60	○	○
	上郡町梨ヶ原	9月22日 ～ 10月2日	2	44	44	65	60	○	○
一般国道９号	朝来市和田山町土田	7月13日 ～ 21日	2	48	43	70	65	○	○
一般国道１７１号	伊丹市昆陽北	11月28日 ～ 12月6日	4	35	33	70	65	○	○
一般国道１７３号	川西市多田桜木	6月1日 ～ 9日	4	41	37	65	60	○	○
一般国道１７５号	西脇市高松町	10月17日 ～ 25日	4	40	36	70	65	○	○
	三木市別所町高木	11月2日 ～ 10日	4	38	35	65	60	○	○
一般国道１７６号	宝塚市小浜	8月10日 ～ 18日	8	40	36	70	65	○	○
	川西市小花	12月6日 ～ 14日	2	43	39	70	65	○	○
	三田市長坂	6月9日 ～ 21日	2	41	32	65	60	○	○
	丹波市柏原町母坪	5月8日 ～ 16日	2	38	31	65	60	○	○
一般国道１７９号	太子町鵤	1月10日 ～ 18日	2	34	<30	65	60	○	○
一般国道２５０号	相生市千尋町	11月10日 ～ 20日	2	<30	<30	65	60	○	○
	播磨町南大中	4月12日 ～ 20日	4	37	35	65	60	○	○
一般国道３１２号	豊岡市塩津町	7月5日 13日	2	43	40	70	65	○	○
一般国道３７３号	上郡町赤松	9月14日 ～ 22日	2	31	<30	65	60	○	○
中国自動車道	宝塚市清荒神	8月28日 ～ 9月5日	6	36	35	65	60	○	○
	福崎町西大貫	11月20日 ～ 28日	4	36	35	65	60	○	○
阪神高速道路湾岸線	芦屋市陽光町	2月5日 ～ 14日	6	36	32	65	60	○	○
県道中寺北条線	加西市福居	12月14日 ～ 22日	2	34	<30	65	60	○	○
県道宗佐土山線	稲美町国岡	8月2日 ～ 10日	2	45	33	65	60	○	○
県道尼崎宝塚線	宝塚市安倉西	4月20日 ～ 28日	4	36	30	65	60	○	○
		10月25日 ～ 11月2日	4	35	30	65	60	○	○
市道宮川線	芦屋市大原町	5月16日 ～ 24日	2	41	35	65	60	○	○
市道山手幹線	芦屋市松ノ内町	5月24日 ～ 6月1日	2	36	<30	65	60	○	○

（備考）・測定値<30は振動レベル30デシベル未満を示す。
・小野市浄谷はデータ収録装置故障のため、欠測。

表11　大阪国際空港周辺航空機騒音常時測定結果（平成18年度）

（単位：ＷＥＣＰＮＬ）

測定場所		測定機関	環境基準地域類型	H18 ４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	H 19年 １月	２月	３月	平均	環境基準適合状況
伊丹市	桜台小学校	県	Ⅰ	69.7	69.4	69.1	68.7	70.5	71.0	70.4	70.1	69.2	68.3	69.5	69.8	69.7	○
	花里小学校	県	Ⅰ	68.5	67.8	67.1	66.4	65.3	66.7	68.0	68.5	68.3	67.9	68.5	68.4	67.7	○
	緑ヶ丘センター	国	Ⅰ	67.6	67.3	65.9	66.1	66.4	68.1	68.1	67.7	67.6	(67.8)	(68.1)	(67.8)	67.3	○
	北野センター	国	Ⅰ	71.7	72.4	71.6	71.3	71.6	71.7	72.1	72.2	70.7	(70.9)	(71.6)	(71.7)	(71.7)	×
	西桑津会館	市	Ⅱ	79.5	79.9	78.9	78.8	78.8	78.9	79.3	80.3	79.8	(79.2)	(79.7)	(79.6)	(79.4)	×
川西市	西猪名公園	県	Ⅱ	80.6	81.4	81.4	81.2	81.2	81.1	81.0	80.8	80.0	79.2	80.0	80.6	80.7	×
	久代小学校	国	Ⅰ	76.9	76.3	76.8	76.9	76.9	76.5	76.8	76.9	76.0	(76.1)	(76.8)	(77.0)	(76.7)	×
宝塚市	長尾南会館	県	Ⅰ	65.6	67.5	65.0	65.5	66.3	65.3	64.5	65.6	63.9	62.4	64.2	64.7	65.2	○
	安倉中学校	国	Ⅰ	68.5	69.2	68.3	67.5	68.8	68.1	69.0	68.9	67.6	(68.1)	(68.7)	(68.7)	(68.5)	○
西宮市	阪神養護学校	国	Ⅰ	64.7	64.1	65.6	62.3	63.9	64.9	66.8	65.9	63.8	(65.9)	(65.6)	(64.9)	(64.7)	○
尼崎市	武庫北小学校	県	Ⅰ	67.1	67.3	66.4	65.8	66.3	66.0	67.3	66.9	66.3	66.0	66.8	66.6	66.6	○
	武庫東小学校	国	Ⅰ	66.6	66.5	65.9	65.2	64.5	65.9	66.8	67.1	66.7	(67.0)	(66.9)	(66.9)	(66.4)	○

〔備考〕１．環境基準地域類型Ⅰは、専ら住居の用に供する地域で基準値は70ＷＥＣＰＮＬ以下、類型Ⅱは、Ⅰ以外の地域で通常の生活を保全する必要がある地域で基準値は
75ＷＥＣＰＮＬ以下。
２．各月の欄の（　　）内は平成17年１月，２月，３月のデータ、「平均」欄の（　　）内は平成17年（暦年）の平均値である。
３．測定機関が国とあるものは、平成17年版大阪国際空港騒音調査年報（大阪航空局）による。
測定機関が市とあるものは、航空機騒音監視システム平成17年騒音調査年報（伊丹市総合政策部空港室）による。

表12 淡路島における航空機騒音の測定結果

（単位:WECPNL）

測定地点	平成１８年度				
	測定期間	ＷＥＣＰＮＬ			環境基準適合状況
		最小	最大	平均	
淡路市野島江崎 野島消防器具庫	5/11～5/23	47	55	52	○
	7/19～7/31	45	57	53	○
	10/28～11/7	46	55	52	○
	12/16～12/26	44	55	52	○
淡路市釜口 釜口小学校	4/20～5/9	28	53	47	○
	7/7～7/17	40	52	48	○
	9/14～9/24	35	48	43	○
	12/8～12/14	37	46	43	○
淡路市塩尾 塩田小学校	4/1～4/18	33	49	44	○
	6/22～7/5	36	56	49	○
	9/2～9/13	39	46	44	○
	11/28～12/6	40	51	48	○
南あわじ市福良 南淡B&G海洋センター	5/25～6/7	36	52	48	○
	8/2～8/22	30	49	45	○
	11/9～11/15	39	54	50	○
	12/28～1/9	29	53	48	○
南あわじ市沼島 沼島小学校	6/9～6/20	48	52	51	○
	8/24～8/31	41	49	46	○
	11/17～11/26	52	55	54	○
	1/11～1/21	47	55	53	○

※全地点とも環境基準適合状況はＩ類型の環境基準（７０WECPNL）と比較した場合である。

表13　新幹線鉄道騒音・振動測定結果（平成18年度）

地域類型	測定場所（線路最寄り地点の地名）	測定年月日	騒音測定結果（dB(A)）			振動測定結果（dB）			全測定本数上り/下り	用途地域	東京起点の距離（km）	測定地点側の軌道の別	構造物の種類		軌道の種類	防音壁	
			12.5m地点	25m地点	50m地点	12.5m地点	25m地点	50m地点					種類	軌道面の高さ（m）		種類	レールからの高さ(m)
Ⅰ	尼崎市上食満	H18.10.4	73	70	67	61	59	54	11/9	第１中高	524.130	上り	ラーメン	7.1	バラスト	直型＋ラムダ吸音板あり	2.95
	伊丹市南野	H19.3.9	70	68	64	57	53	46	11/9	第２中高	526.830	上り	ＰＣケタ	7.6	バラスト	直型＋ラムダ吸音板あり	2.95
	西宮市上大市	H18.6.29	70	69	＊68	62	61	＊52	11/9	第１中高	530.500	上り	ラーメン	11.8	バラスト	直型＋ラムダ吸音板あり	2.45
	明石市魚住町金ヶ崎柳井	H18.8.5	73	72	66	64	59	54	10/10	第１住居	574.500	下り	ラーメン	6.5	スラブ	直型＋ラムダ	2.70
	加古郡播磨町野添	H18.8.22	71	69	65	55	49	41	10/10	第１住居	580.580	下り	ラーメン	7.8	バラスト	直型＋ラムダ	2.45
	加古川市尾上町長田	H18.7.4	71	70	65	59	53	44	10/10	第１住居	585.300	下り	ラーメン	9.8	バラスト	直　型	2.45
	高砂市松陽	H18.10.31	72	70	68	60	57	49	10/10	第１住居	591.000	下り	ラーメン	6.8	バラスト	直　型	2.25
	揖保郡太子町東南	H18.8.14	73	73	＊＊70	59	54	＊＊48	11/9	第１中高	611.050	上り	ラーメン	7.8	バラスト	直　型	1.25
	たつの市揖保町西構	H18.8.24	71	72	72	57	51	43	10/10	調　整	614.480	上り	ラーメン	8.4	バラスト	直　型吸音板あり	2.25
	たつの市揖保川町黍田	H18.5.22	72	73	70	55	51	45	9/11	調　整	617.300	上り	ラーメン	6.0	バラスト	直　型	2.5
	相生市那波野	H18.10.19	71	69	65	61	55	48	11/9	第１住居	619.440	下り	ラーメン	7.5	バラスト	直型＋ラムダ吸音板あり	1.95
	赤穂市真殿門前	H18.5.30	73	71	67	60	58	48	10/10	調　整	629.140	下り	ラーメン	8.4	バラスト	直型＋ラムダ	2.45
Ⅱ	神戸市西区伊川谷	H18.6.19	72	71	66	60	55	53	10/10	準工業	566.900	上り	ラーメン	7.8	バラスト	直型＋ラムダ吸音板あり	1.45
	姫路市四郷町山脇	H18.10.26	73	72	69	51	47	42	9/11	準工業	598.000	下り	ラーメン	6.1	バラスト	直　型	2.25

＊　：45m地点での測定結果
＊＊：53m地点での測定結果
（備考）1．騒音の環境基準地域類型Ⅰは主として住居の用に供される地域で基準値は70dB以下、類型Ⅱは商工業の用に供される地域等Ⅰ以外の地域で基準値は75ｄＢ以下である。
２．騒音の基準値超過にはアンダーラインを示した。
３．振動の指針値は70ｄＢ以下である。

表１４　河川、海域及び湖沼の環境基準適合等の状況

人の健康の保護に関する項目の環境基準適合状況

水域別 / 項目	河川			海域			湖沼		
	m／n	a／b	適合率(%)	m／n	a／b	適合率(%)	m／n	a／b	適合率(%)
カドミウム	0 / 794	0 / 198	100	0 / 152	0 / 75	100	0 / 8	0 /1	100
全シアン	0 / 694	0 / 194	100	0 / 152	0 / 75	100	0 / 8	0 /1	100
鉛	0 / 889	0 / 207	100	0 / 192	0 / 75	100	0 / 8	0 /1	100
六価クロム	0 / 733	0 / 194	100	0 / 154	0 / 75	100	0 / 8	0 /1	100
砒素	0 / 796	0 / 207	100	0 / 192	0 / 75	100	0 / 8	0 /1	100
総水銀	0 / 768	0 / 194	100	0 / 192	0 / 75	100	0 / 8	0 /1	100
アルキル水銀	0 / 421	0 / 109	100	0 / 129	0 / 56	100	－ / －	－ /－	－
ＰＣＢ	0 / 188	0 / 134	100	0 / 67	0 / 66	100	0 / 2	0 /1	100
ジクロロメタン	0 / 409	0 / 158	100	0 / 90	0 / 59	100	0 / 8	0 /1	100
四塩化炭素	0 / 409	0 / 158	100	0 / 90	0 / 59	100	0 / 8	0 /1	100
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	0 / 405	0 / 158	100	0 / 90	0 / 59	100	0 / 8	0 /1	100
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0 / 403	0 / 158	100	0 / 90	0 / 59	100	0 / 8	0 /1	100
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0 / 407	0 / 158	100	0 / 90	0 / 59	100	0 / 8	0 /1	100
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0 / 409	0 / 158	100	0 / 90	0 / 59	100	0 / 8	0 /1	100
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0 / 403	0 / 158	100	0 / 90	0 / 59	100	0 / 8	0 /1	100
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0 / 407	0 / 158	100	0 / 90	0 / 59	100	0 / 8	0 /1	100
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0 / 407	0 / 158	100	0 / 90	0 / 59	100	0 / 8	0 /1	100
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	0 / 403	0 / 158	100	0 / 90	0 / 59	100	0 / 8	0 /1	100
チウラム	0 / 309	0 / 154	100	0 / 90	0 / 59	100	0 / 8	0 /1	100
シマジン	0 / 309	0 / 154	100	0 / 90	0 / 59	100	0 / 8	0 /1	100
チオベンカルブ	0 / 312	0 / 154	100	0 / 90	0 / 59	100	0 / 8	0 /1	100
ベンゼン	0 / 408	0 / 161	100	0 / 90	0 / 59	100	0 / 8	0 /1	100
セレン	0 / 727	0 / 206	100	0 / 120	0 / 62	100	0 / 8	0 /1	100
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0 / 999	0 / 209	100	0 / 901	0 / 91	100	0 / 24	0 /1	100
ふっ素	9 / 466	3 / 170	98.2	（海域には適用しない）			0 / 24	0 /1	100
ほう素	3 / 549	1 / 174	99.4	（海域には適用しない）			0 / 8	0 /1	100
合　計	12/ 13,424	4 / 209	98	0/ 3,511	0 / 91	100	0/ 226	0 /1	100

（備考）　ｍ：環境基準値を超える検体数　　ｎ：総検体数
ａ：環境基準不適合地点数　　ｂ：全測定地点数

$$\text{環境基準適合率(\%)} = \frac{b-a}{b} \times 100$$

表１５ 水域別環境基準達成状況等

（１）ＢＯＤ又はＣＯＤ

①河川

水域名		環境基準 類型	類型指定年月日	達成期間	採水地点（市町名）	ＢＯＤ経年変化(単位mg/L)75%値 8年度	16年度	17年度	18年度	備考
猪名川	上流	Ｂ(ＢＯＤ3mg/L以下)	S45.9.1	ハ	銀橋（川西市）	2.3	1.0	1.1	1.0	
					軍行橋（伊丹市）	1.6	1.0	1.0	0.9	
	下流(1)	Ｂ(ＢＯＤ3mg/L以下)	H13.3.30	ロ	中園橋（尼崎市）	4.4	1.4	2.2	1.5	
	下流(2)	Ｄ(ＢＯＤ8mg/L以下)	H13.3.30	イ	利倉橋（豊中市）	＊ 13	7.0	＊ 10	＊ 11	
神崎川		Ｂ(ＢＯＤ3mg/L以下)	H13.3.30	ロ	辰巳橋（尼崎市）（大阪市）	3.8	1.6	2.0	1.7	
庄下川		Ｃ(ＢＯＤ5mg/L以下)	H3.3.29	ハ	尾浜大橋（尼崎市）	3.4	2.7	2.3	2.2	
昆陽川		Ｃ(ＢＯＤ5mg/L以下)	H3.3.29	ハ	尾浜橋（尼崎市）	＊ 5.8	3.5	4.1	2.7	
武庫川	上流	Ａ(ＢＯＤ2mg/L以下)	S45.9.1	イ	大橋（三田市）	1.5	0.7	1.2	0.9	
	中流	Ｂ(ＢＯＤ3mg/L以下)	S45.9.1	イ	百間樋（宝塚市）	2.0	1.0	1.6	1.2	
	下流	Ｃ(ＢＯＤ5mg/L以下)	S45.9.1	イ	甲武橋（尼崎市）（西宮市）	2.3	1.8	1.2	1.8	
夙川		Ｃ(ＢＯＤ5mg/L以下)	H3.3.29	ハ	夙川橋（西宮市）	＊ 14	2.1	0.9	1.8	
福田川		Ｅ(ＢＯＤ10mg/L以下)	S60.3.22	ロ	福田橋（神戸市）	2.6	1.6	1.7	1.7	
明石川	上流	Ｂ(ＢＯＤ3mg/L以下)	S48.9.4	イ	上水源取水口（神戸市）	1.6	1.4	1.5	1.1	
	下流	Ｃ(ＢＯＤ5mg/L以下)	S48.9.4	ロ	嘉永橋（明石市）	4.6	1.4	1.8	1.5	
伊川		Ｃ(ＢＯＤ5mg/L以下)	S60.3.22	ロ	二越橋（神戸市）	2.4	1.3	1.5	1.5	
谷八木川		Ｅ(ＢＯＤ10mg/L以下)	S60.3.22	ハ	谷八木橋（明石市）	＊ 25	2.7	2.4	3.5	
喜瀬川		Ｄ(ＢＯＤ8mg/L以下)	H1.3.22	ハ	野添橋（播磨町）	＊ 15	5.6	3.8	5.7	
加古川	上流	Ａ(ＢＯＤ2mg/L以下)	S45.9.1	イ	井原橋（丹波市）	1.1	0.8	1.0	0.8	
	下流	Ｂ(ＢＯＤ3mg/L以下)	S45.9.1	ロ	板波橋（西脇市）	2.2	1.5	1.4	1.2	
	下流	Ｂ(ＢＯＤ3mg/L以下)	S46.5.25	ロ	加古川橋（加古川市）	2.2	1.5	1.6	1.7	
志染川		Ｂ(ＢＯＤ3mg/L以下)	S60.3.22	ロ	坂本橋（神戸市）	1.5	1.2	1.0	1.0	
別府川		Ｃ(ＢＯＤ5mg/L以下)	H6.3.1	ハ	十五社橋（加古川市）	＊ 17	＊ 5.3	4.0	2.9	

水域名		環境基準 類型	類型指定年月日	達成期間	採水地点（市町名）	ＢＯＤ経年変化(単位mg/L)75%値 8年度	16年度	17年度	18年度	備考
市川	上流	Ａ(ＢＯＤ2mg/L以下)	S48.9.4	イ	神崎橋（福崎町）	0.8	1.8	2.0	1.9	
					仁豊野橋（姫路市）	1.4	1.0	1.0	1.0	
	下流	Ｂ(ＢＯＤ3mg/L以下)	S48.9.4	ロ	工業用水取水点（姫路市）	1.6	1.0	1.3	1.1	
船場川	上流	Ｂ(ＢＯＤ3mg/L以下)	H3.3.29	イ	保城橋（姫路市）	1.5	1.2	1.3	1.4	
	下流	Ｃ(ＢＯＤ5mg/L以下)	H3.3.29	イ	加茂橋（姫路市）	4.0	2.6	2.4	3.1	
夢前川	上流	Ａ(ＢＯＤ2mg/L以下)	S48.9.4	イ	蒲田橋（姫路市）	＊ 2.2	1.2	1.0	0.9	
	下流	Ｂ(ＢＯＤ3mg/L以下)	S48.9.4	イ	京見橋（姫路市）	2.0	0.7	1.1	0.7	
揖保川	上流	Ａ(ＢＯＤ2mg/L以下)	S48.5.1	イ	宍粟橋（宍粟市）	0.8	0.6	0.6	0.5	
					竜野橋（たつの市）	0.9	0.6	0.8	0.7	
	下流	Ｂ(ＢＯＤ3mg/L以下)	S48.5.1	ハ	王子橋（姫路市）（たつの市）	1.2	0.7	0.9	0.8	
千種川	上流	ＡＡ(ＢＯＤ1mg/L以下)	S47.6.23	イ	室橋（宍粟市）	1.0	1.0	＊ 1.1	0.9	
	下流	Ａ(ＢＯＤ2mg/L以下)	S47.6.23	イ	隈見橋（上郡町）	1.3	1.2	1.3	1.1	
					坂越橋（赤穂市）	1.2	1.2	＊ 2.1	1.6	
円山川	上流	Ａ(ＢＯＤ2mg/L以下)	S49.3.5	ロ	上小田橋（養父市）	1.1	0.6	0.8	0.9	
					上ノ郷橋（豊岡市）	0.7	0.6	0.6	0.6	
	下流	Ｂ(ＢＯＤ3mg/L以下)	S49.3.5	イ	立野大橋（豊岡市）	0.7	0.7	0.6	0.6	
竹野川		Ａ(ＢＯＤ2mg/L以下)	S51.1.23	イ	竹野新橋（豊岡市）	0.5	＜ 0.5	0.6	＜ 0.5	
佐津川		Ａ(ＢＯＤ2mg/L以下)	S51.1.23	イ	佐津川橋（香美町）	0.7	0.5	0.5	0.5	
矢田川	上流	ＡＡ(ＢＯＤ1mg/L以下)	S50.2.4	イ	細野橋（香美町）	0.5	＜ 0.5	＜ 0.5	＜ 0.5	
	下流	Ａ(ＢＯＤ2mg/L以下)	S50.2.4	イ	油良橋（香美町）	＜ 0.5	0.5	＜ 0.5	＜ 0.5	
岸田川	上流	ＡＡ(ＢＯＤ1mg/L以下)	S50.2.4	イ	高橋（新温泉町）	0.5	＜ 0.5	0.6	＜ 0.5	
	下流	Ａ(ＢＯＤ2mg/L以下)	S50.2.4	イ	清富橋（新温泉町）	0.5	0.6	0.6	0.8	
阪神地域諸河川	蓬川	－	－	－	琴浦橋（尼崎市）	3.8	2.0	1.1	2.1	
	久寿川	－	－	－	流末（西宮市）	3.1	3.0	1.8	1.9	H15年度まではポンプ場
	住吉川	－	－	－	住吉川橋（神戸市）	0.5	1.0	0.8	0.6	
	都賀川	－	－	－	昌平橋（神戸市）	1.1	0.9	1.0	1.0	
	新湊川	－	－	－	南所橋（神戸市）	14	2.0	2.3	1.7	
播磨地域河川	天川	－	－	－	日笠歩道橋（高砂市）	5.8	3.1	3.1	4.0	
	法華山谷川	－	－	－	千鳥大橋（高砂市）	7.1	3.2	3.6	3.8	
	八家川	－	－	－	国道2号線ﾊﾞｲﾊﾟｽ下（姫路市）	6.1	2.4	2.2	1.7	
	大津茂川	－	－	－	大平橋（姫路市）	7.8	1.4	2.7	1.5	
淡路河川	洲本川	－	－	－	潮橋（洲本市）	9.7	2.4	4.6	3.7	
	三原川	－	－	－	脇田橋（南あわじ市）	3.2	2.6	4.0	3.0	

②海域

水域名		環境基準 類型	類型指定年月日	達成期間	採水地点	ＣＯＤ経年変化(単位mg/L)75%値 8年度	16年度	17年度	18年度	備考
大阪湾	大阪湾 (1)	Ｃ(ＣＯＤ8mg/L以下)	S46.12.28	イ	神戸市東部沖1	5.8	4.8	5.0	4.7	
					西宮市沖1	4.5	4.9	5.4	5.2	
	〃 (2)	Ｂ(ＣＯＤ3mg/L以下)	S46.12.28	ロ	神戸市東部沖2	＊ 4.2	＊ 4.3	＊ 4.5	＊ 4.9	
					西宮市沖2	＊ 4.5	＊ 4.3	＊ 4.7	＊ 4.4	
	〃 (3)	Ａ(ＣＯＤ2mg/L以下)	S46.12.28	ハ	神戸市東部沖3	＊ 4.5	＊ 3.5	＊ 3.8	＊ 3.7	
	〃 (4)	Ａ(ＣＯＤ2mg/L以下)	S46.12.28	ロ	神戸市中央部沖	＊ 3.4	＊ 3.1	＊ 3.5	＊ 3.7	
					神戸市東部沖4	＊ 3.9	＊ 2.6	＊ 3.4	＊ 3.5	
	〃 (5)	Ａ(ＣＯＤ2mg/L以下)	S46.12.28	イ	神戸市西部沖1	1.8	1.9	＊ 2.1	1.7	
					神戸市西部沖2	1.9	1.9	1.9	1.8	
	洲本港 (1)	Ｃ(ＣＯＤ8mg/L以下)	S46.12.28	イ	洲本内港内	2.0	2.2	2.0	2.2	
	洲本港 (2)	Ｂ(ＣＯＤ3mg/L以下)	S46.12.28	イ	洲本外港内	1.8	2.2	1.9	2.1	
	津名港	Ｃ(ＣＯＤ8mg/L以下)	S46.12.28	イ	津名港内	1.9	2.2	2.7	2.2	
	兵庫運河	Ｃ(ＣＯＤ8mg/L以下)	S46.12.28	ロ	材木橋	5.0	4.5	4.3	4.4	
播磨灘	播磨海域 (1)	Ｃ(ＣＯＤ8mg/L以下)	S46.5.25	イ	明石港内	2.1	2.0	2.1	1.9	
	〃 (2)	Ｃ(ＣＯＤ8mg/L以下)	S46.5.25	イ	別府港内	2.1	2.4	3.6	3.1	
	〃 (3)	Ｃ(ＣＯＤ8mg/L以下)	S46.5.25	ロ	高砂本港内	2.6	2.9	3.5	2.8	
	〃 (4)	Ｃ(ＣＯＤ8mg/L以下)	S46.5.25	ロ	高砂西港港口先	2.1	2.6	3.1	2.8	
	〃 (5)	Ｃ(ＣＯＤ8mg/L以下)	S46.5.25	イ	大塩港内	2.8	3.3	3.2	3.4	
	〃 (6)	Ｃ(ＣＯＤ8mg/L以下)	S46.5.25	イ	東部工業港内	2.6	2.7	3.3	3.3	
	〃 (7)	Ｃ(ＣＯＤ8mg/L以下)	S46.5.25	イ	飾磨港内1	3.5	3.1	4.2	3.8	
	〃 (8)	Ｃ(ＣＯＤ8mg/L以下)	S46.5.25	イ	広畑港内	3.5	2.7	3.6	3.4	
	〃 (9)	Ｃ(ＣＯＤ8mg/L以下)	S46.5.25	イ	網干港内	3.7	3.3	3.7	3.5	
	〃 (10)	Ｃ(ＣＯＤ8mg/L以下)	S46.5.25	イ	材木港内	2.9	3.3	3.4	3.6	
	〃 (11)	Ｂ(ＣＯＤ3mg/L以下)	S46.5.25	ロ	二見港沖	2.0	2.4	2.3	2.2	
					別府港沖	2.1	2.4	＊ 3.1	2.5	
					高砂西港沖	2.4	2.5	＊ 3.3	2.7	
					白浜沖	2.4	2.7	＊ 3.2	＊ 3.4	
					飾磨港沖	2.6	＊ 3.1	＊ 4.0	＊ 3.4	
					網干港沖	2.9	＊ 3.1	＊ 3.3	＊ 3.4	
	〃 (12)	Ｂ(ＣＯＤ3mg/L以下)	S46.5.25	イ	明石港沖	2.1	1.9	1.9	1.8	
	〃 (13)	Ａ(ＣＯＤ2mg/L以下)	S46.5.25	イ	明石林崎沖	1.9	＊ 2.2	＊ 2.4	＊ 2.1	
					別府港沖合	1.9	＊ 2.1	＊ 2.1	＊ 2.2	
					東部工業港沖合	＊ 2.1	＊ 2.7	＊ 2.8	＊ 2.8	

水域名		環境基準			採水地点	ＣＯＤ経年変化(単位mg/L)75%値				備考
		類型	類型指定年月日	達成期間		8年度	16年度	17年度	18年度	
播磨北西	播磨灘	Ａ（ＣＯＤ2mg/L以下）	S49.5.13	ロ	赤穂市中央部沖	＊ 2.9	＊ 2.7	＊ 2.7	＊ 2.6	
	北西部海域				赤穂市東部沖	＊ 2.3	＊ 2.5	＊ 2.7	＊ 2.7	
淡路島西部海域	淡路島	Ａ（ＣＯＤ2mg/L以下）	S52.3.29	イ	淡路市浜沖	1.8	＊ 2.2	＊ 2.1	1.9	
	西部南部海域				淡路市撫沖	1.7	＊ 2.2	2.0	1.9	
					南あわじ市慶野沖	1.8	＊ 2.1	1.9	2.0	
					南あわじ市鳥取沖	1.6	2.0	1.7	1.7	
					南あわじ市白崎沖	1.7	2.0	1.8	1.6	
山陰海岸地先海域西部	山陰海岸	Ａ（ＣＯＤ2mg/L以下）	S51.1.23	イ	豊岡市津居山沖	1.5	1.3	1.5	1.3	
	地先海域				豊岡市冠島沖	1.6	1.3	1.5	1.5	
					豊岡市浜須井沖	1.6	1.3	1.5	1.6	
					香美町無南垣沖	1.8	1.4	1.4	1.5	
					新温泉町鬼門崎沖	1.9	1.3	1.6	1.6	
	津居山港海域	Ｂ（ＣＯＤ3mg/L以下）	S51.1.23	イ	津居山港内	2.5	2.3	1.7	1.6	

③湖沼

水域名	環境基準			採水地点（市町名）	COD経年変化(単位mg/L) 75%値				備考
	類型	類型指定年月日	達成期間		8年度	16年度	17年度	18年度	
千苅水源池	Ａ（ＣＯＤ３mg/L以下）	S53.3.24	イ	取水塔前　（神戸市）	2.9	＊　3.2	2.8	2.8	

備考 1　環境基準の類型とは、自然環境保全、水道水、工業用水等、水の利用目的の適応性を考慮し、維持達成すべきことが望ましい水質をランク付けしたものである。

2　暫定目標とは、環境基準の達成期間内における達成が困難と考えられる水域における暫定的な目標値を示す。

3　環境基準の達成期間「イ」は直ちに達成、「ロ」は５年以内で可及的すみやかに達成、「ハ」は５年を超える期間で可及的すみやかに達成を示す。

4　ＢＯＤ、ＣＯＤの経年変化欄の数字は、調査期間のｎ個の日間平均値を水質のよいものから並べた時、ｎ×0.75番目にくる数値を示す。

5　＊印は、測定値が環境基準未達成のものを示す。

6　ＢＯＤ：水中の汚濁物（有機物など）が微生物の働きによって分解される過程において消費される酸素量のことで、この数値が大きいほど水中の汚濁物が多いことを示し、河川水などの汚濁の程度を示す代表的な指標とされている。

ＣＯＤ：水中の汚濁物（有機物など）を酸化剤で分解するときに消費される酸素量のことで、この数値が大きいほど水中の汚濁物が多いことを示し、海域などの汚濁の程度を示す代表的な指標とされている。

（２）全窒素、全燐

①海域

水域名		環境基準 類型	類型指定年月日	達成期間	採水地点	※1 水域内年平均値(mg/L) 全窒素 16年度	全窒素 17年度	全窒素 18年度	全燐 16年度	全燐 17年度	全燐 18年度	備考
大阪湾	大阪湾（イ）	Ⅳ 全窒素 1 mg/L以下 全燐 0.09 mg/L以下	H7.2.28	ニ	兵庫県2地点 大阪府3地点 （全5地点）	0.71	0.62	0.60	0.069	0.069	0.059	
	〃（ロ）	Ⅲ 全窒素 0.6 mg/L以下 全燐 0.05 mg/L以下	H7.2.28	ニ	兵庫県3地点 大阪府4地点 （全7地点）	0.48	0.44	0.39	0.05	0.049	0.037	
	〃（ハ）	Ⅱ 全窒素 0.3 mg/L以下 （16年度までは、暫定目標0.34 mg/L以下） 全燐 0.03 mg/L以下	H7.2.28	ニ	兵庫県5地点 大阪府5地点 （全10地点）	0.29	0.29	0.26	＊ 0.031	＊ 0.033	0.027	
播磨灘	播磨灘（イ）	Ⅲ 全窒素 0.6 mg/L以下 全燐 0.05 mg/L以下	H8.6.4	イ	全１地点	0.22	0.24	0.21	0.025	0.026	0.025	
	〃（ロ）	Ⅲ 全窒素 0.6 mg/L以下 全燐 0.05 mg/L以下	H8.6.4	イ	全３地点	0.26	0.27	0.26	0.031	0.03	0.029	
	〃（ハ）	Ⅲ 全窒素 0.6 mg/L以下 全燐 0.05 mg/L以下	H8.6.4	イ	全２地点	0.37	0.32	0.32	0.039	0.04	0.034	
	〃（ニ）	Ⅱ 全窒素 0.3 mg/L以下 全燐 0.03 mg/L以下	H8.6.4	イ	全５地点	0.22	0.22	0.24	0.026	0.026	0.027	
播磨灘北西部		Ⅱ 全窒素 0.3 mg/L以下 全燐 0.03 mg/L以下	H9.4.28	ニ	兵庫県3地点 岡山県3地点 （全５地点）	0.23	0.2	0.23	0.026	0.024	0.026	兵庫県と岡山県で１地点重複して測定
淡路島西部南部		Ⅱ 全窒素 0.3 mg/L以下 全燐 0.03 mg/L以下	H8.6.4	イ	全５地点	0.2	0.21	0.20	0.024	0.024	0.023	

②湖沼

水域名	環境基準			採水地点（市町名）	年平均値(mg/L)			備考
	類型	類型指定年月日	達成期間		全燐			
					16年度	17年度	18年度	
千苅水源池	Ⅱ 全燐 0.01 mg/L以下 （暫定目標、22年度まで適用） 全燐 0.019 mg/L以下	H14.4.30	ニ	取水塔前（神戸市）	＊ 0.04	0.017	＊ 0.026	

備考

1 水域内年平均値
水域内測定地点の表層の平均値

2 判定
水域内年平均値により判定し、暫定目標が定められている水域については、暫定目標値により判定した。

3 環境基準の達成期間「イ」は直ちに達成、「ニ」は段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めるを示す。

4 湖沼の環境基準については、全燐のみ設定している。

表１６　地下水質の状況（調査区分別総括表、環境基準超過の状況）

（１）地下水質調査区分別総括表

調査種別	概況調査																			
調査機関	姫路市		国土交通省		兵庫県		神戸市		尼崎市		明石市		西宮市		加古川市		宝塚市		小計①	
測定地点数	15		2		65		15		4		5		18		8		5		137	
区分 / 項目	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数
カドミウム	15	0	2	0	65	0	15	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	137	0
全シアン	15	0	2	0	65	0	15	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	137	0
鉛	15	0	1	0	65	0	15	0	4	0	5	0	16	0	7	0	5	0	133	0
六価クロム	15	0	2	0	65	0	15	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	137	0
砒素	15	1	1	0	65	0	14	0	4	0	5	0	18	0	6	0	4	0	132	1
総水銀	15	0	2	0	65	0	15	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	137	0
アルキル水銀	15	0	0	0	65	0	15	0	4	0	5	0	0	0	8	0	5	0	117	0
ＰＣＢ	15	0	2	0	65	0	15	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	137	0
ジクロロメタン	15	0	2	0	65	0	15	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	137	0
四塩化炭素	15	0	2	0	65	0	15	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	137	0
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	15	0	2	0	65	0	15	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	137	0
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	15	0	2	0	65	0	15	0	4	0	5	0	18	0	4	0	5	0	133	0
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	15	0	2	0	65	0	15	0	4	0	5	0	18	0	4	0	5	0	133	0
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	15	0	2	0	65	0	15	0	4	0	5	0	18	0	4	0	5	0	133	0
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	15	0	2	0	65	0	15	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	137	0
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	15	0	2	0	65	0	15	0	4	0	5	0	18	0	4	0	5	0	133	0
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	15	0	2	0	65	0	15	0	4	0	5	0	18	0	4	0	5	0	133	0
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	15	0	2	0	65	0	15	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	137	0
チウラム	15	0	2	0	65	0	15	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	137	0
シマジン	15	0	2	0	65	0	15	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	137	0
チオベンカルブ	15	0	2	0	65	0	15	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	137	0
ベンゼン	15	0	2	0	65	0	15	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	137	0
セレン	15	0	2	0	65	0	15	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	137	0
硝酸･亜硝酸性窒素	15	1	2	0	59	1	15	0	4	0	5	0	15	0	7	0	5	0	127	2
ふっ素	15	0	2	0	63	0	14	0	4	0	5	0	15	0	8	0	3	0	129	0
ほう素	15	0	2	0	65	0	15	0	4	0	5	0	18	0	8	0	4	0	136	0
合計	15	2	2	0	65	1	15	0	4	0	5	0	18	0	8	0	5	0	137	3

調査種別	定期モニタリング調査																						合計 ①+②	
調査機関	国土交通省		兵庫県		神戸市		姫路市		尼崎市		明石市		西宮市		加古川市		宝塚市		太子町		小計②			
測定地点数	2		171		6		19		4		11		33		22		6		9		283		420	
区分 / 項目	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数
鉛	1	0	4	2	－	－	－	－	－	－	－	－	3	0	4	0	－	－	－	－	12	2	145	2
砒素	2	1	24	11	4	1	1	1	1	0	－	－	－	－	8	0	2	1	－	－	42	15	174	16
四塩化炭素	－	－	4	0	－	－	－	－	3	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7	0	144	0
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	67	1	－	－	6	0	3	0	11	0	20	0	14	0	－	－	－	－	121	1	254	1
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	67	6	1	0	6	2	3	1	11	4	20	2	14	0	－	－	－	－	122	15	255	15
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	67	0	－	－	－	－	3	0	5	0	20	0	14	0	－	－	9	0	118	0	251	0
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	20	0	－	－	－	－	－	－	20	0	157	0
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	67	4	－	－	6	1	3	0	11	5	20	1	14	0	－	－	9	0	130	11	263	11
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	－	－	67	16	1	0	5	3	3	1	11	3	20	2	14	2	－	－	9	0	130	27	263	27
硝酸･亜硝酸性窒素	－	－	63	21	－	－	12	5	－	－	－	－	6	0	4	0	－	－	－	－	85	26	212	28
ふっ素	－	－	16	3	2	1	－	－	－	－	－	－	8	1	－	－	6	3	－	－	32	8	161	8
ほう素	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	1	－	－	2	1	138	1
合計	2	1	171	64	6	2	19	12	4	2	11	12	33	6	22	2	6	5	9	0	283	106	420	110

（２）定点調査環境基準超過等　　（平成18年度）

市町名	地区名	ﾒｯｼｭ番号	物質名	検出値
加西市	朝妻町	0745	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12
姫路市	家島町真浦	0901	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	18
	夢前町山之内	1537	砒素	0.012

	地区名	MESH番号	鉛		砒素		四塩化炭素		1,1-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		フッ素		ほう素	
			mg/L	n/m	mg/L	n/m	mg/L	n/m	mg/L	n/m	mg/L	n/m	mg/L	n/m	mg/L	n/m	mg/L	n/m	mg/L	n/m	mg/L	n/m	mg/L	n/m	mg/L	n/m
神戸市	東灘区本山北町	0131			0.027	1/1																	1.6	1/1		
	中央区加納町	0417			0.003	0/1																				
	中央区栄町通	0407																					0.1	0/1		
	長田区梅ヶ香町	0396									ND	0/1							ND	0/1						
	長田区房王寺町	0406			ND	0/1																				
	北区有野町	0488			0.008	0/1																				
姫路市	北条宮の町	0987							ND	0/2	0.006～0.007	0/2					0.004～0.005	0/2	0.025～0.026	2/2						
	神田	0997							ND	0/2	0.21～0.33	2/2					0.1～0.22	2/2								
	六角	1025							ND	0/6	ND～0.18	2/6					ND～0.012	0/6	ND～0.015	1/6						
	青山	1005																			9～15	1/2				
	林田町下伊勢	1034																			5～7.7	0/6				
	飾東町山崎	0710																			2.7～19	3/8				
	飾磨区袋尻	0987							ND	0/2	ND～0.006	0/2					ND	0/2	0.045～0.058	2/2						
	東山	0979			0.011～0.013	2/2																				
	家島町真浦	0901																			3～16	4/8				
尼崎市	東塚口町	0147					ND	0/2	ND～0.005	0/2	0.028～0.36	1/2	ND	0/2			ND～0.007	0/2	ND～0.018	1/2						
	築地地区	0126			ND	0/1																				
	南清水	0157					ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1			ND	0/1	ND	0/1						
明石市	藤江	3298							ND	0/10	ND～0.16	4/10	ND	0/10			ND～0.9	4/10	ND～0.0013	0/10						
	大久保町	0607							ND	0/8	ND～0.11	1/8					ND～0.11	1/8	ND～1.3	3/8						
	魚住町	0635							ND～0.007	0/4	ND～0.26	2/4					0.046～0.27	4/4	0.0016～8.8	2/4						
西宮市	津門	0144							ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND～0.0005	0/2						
	甲子園	0124	ND	0/1																						
	名塩	0190																			2.3	0/1				
	名塩西	0191																			0.11	0/1				
	名塩東	0192	ND	0/1																						
	名来	0509																			0.075～0.32	0/2				
	仁川	0164							ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND～0.0008	0/2						
	上山口	0499																			2.5	0/1				
	生瀬	0183																					0.6	0/1		
	金仙寺	0190																			0.23	0/1				
	鳴尾	0134																					0.5	0/1		
	下山口	0499																					0.9	1/1		
	段上	0154	ND	0/1					ND	0/4	ND	0/4	ND	0/4	ND	0/4	ND	0/4	ND～0.0005	0/4			0.7～0.8	0/2		
	段上	0164							ND	0/6	ND～0.43	4/6	ND	0/6	ND	0/6	ND～0.013	0/6	ND～0.47	4/6			0.8	0/1		
	浜脇	0133							ND	0/10	ND	0/10	ND	0/10	ND	0/10	ND	0/10	ND～0.0006	0/10						
	甲東	0154							ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2			0.6	0/1		
	甲東	0164																					0.2	0/1		
	下大市	0133							ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1						
	下大市	0144							ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1						
	下大市	0154							ND	0/6	ND～2.8	4/6	ND	0/6	ND	0/6	ND～0.096	4/6	ND～0.33	4/6						
	香櫨園	0143							ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1						
	東鳴尾	0125							ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1						
洲本市	都志	3341																			6.1～33	3/4				
芦屋市	茶屋之町	0132							ND	0/5	ND～0.004	0/5	ND	0/5			ND	0/5	ND～0.0068	0/5						

	地区名	MESH番号	鉛		砒素		四塩化炭素		1,1-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		フッ素		ほう素	
			mg/L	n/m	mg/L	n/m	mg/L	n/m	mg/L	n/m	mg/L	n/m	mg/L	n/m	mg/L	n/m	mg/L	n/m	mg/L	n/m	mg/L	n/m	mg/L	n/m	mg/L	n/m
伊丹市	昆陽	0165							ND	0/4	ND	0/4	ND	0/4			ND	0/4	ND	0/4						
	東野	0176					ND	0/3	ND	0/3	ND	0/3	ND	0/3			ND～0.002	0/3	ND	0/3						
	下河原	0177							ND～0.035	1/4	ND	0/4	ND～0.23	0/4			ND～0.005	0/4	ND～0.017	1/4						
	千僧	0166																			6.8	0/1				
	緑ヶ丘	0176					ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1			ND	0/1	ND	0/1						
豊岡市	幸町	2222	ND	0/1	0.007	0/1																				
	新田	2213			ND～0.017	1/2																				
	新田	2214			ND	0/1																				
	新田	2223			ND	0/1																				
	若松	2222			0.44	1/1																				
	若松	2232			0.034	1/1																				
	元町	2223			0.025	1/1																				
	城崎町湯島	2272			0.002～0.016	1/4																				
加古川市	野口町水足	0654	ND～0.002	0/4					ND	0/4	ND	0/4	ND	0/4			ND～0.003	0/4	ND	0/4	1.9～8.9	0/4				
	尾上町池田	0643							ND	0/3	ND	0/3	ND	0/3			ND	0/3	ND	0/3						
	尾上町長田	0643							ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1			0.003	0/1	0.031	1/1						
	平岡町土山	0635							ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2			ND～0.003	0/2	ND～0.095	1/2						
	別府町新野辺	0633			ND～0.01	0/4																				
	別府町西脇	0634			ND～0.004	0/3																				
	別府町東町	0633			0.009	0/1																				
	八幡町上西条	0676							ND	0/4	ND	0/4	ND	0/4			ND	0/4	ND	0/4						
たつの市	揖保川町新在家	0991							ND	0/1	0.044	1/1	ND	0/1			0.02	0/1	0.012	1/1						
	揖保川町正條	0991							ND	0/3	ND～0.032	0/3	ND	0/3			ND～0.025	0/3	ND～0.016	1/3						
	御津町中島	0972																			20	1/1				
	龍野町堂本	1002							ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2			ND	0/2	0.0009～0.002	0/2						
	龍野町堂本	1012							ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1			ND	0/1	0.0013	0/1						
	神岡町追分	1032																			17	1/1				
	神岡町西横内	1032																			12	1/1				
赤穂市	上仮屋南	1245			0.019～0.031	2/2																				
西脇市	蒲江	2809																					ND～0.8	0/4		
宝塚市	米谷	0183																					3.2	1/1		
	高松	0174																					0.4～0.5	0/2		
	仁川高台	0164			ND～0.018	1/2																	0.3～6.2	1/2	0.07～5.1	1/2
	千種	0174																					1	1/1		
三木市	別所町東這田	0678																			1.2～12	1/3				
	大村	0688							ND	0/3	ND	0/3	ND	0/3			ND～0.026	0/3	ND～0.0046	0/3						
	別所町高木	0688							ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1			ND	0/1	0.0005	0/1						
	福井	0679							ND	0/4	ND～0.39	1/4	ND	0/4			ND～0.1	1/4	ND～0.75	1/4						
	志染町吉田	0470																			ND～37	1/4				
	志染町安福田	0471																			1.9～5.4	0/4				
	平井	0480							ND	0/4	ND～0.038	0/4	ND	0/4			ND～0.1	1/4	ND～0.42	1/4						
高砂市	曽根町	0660			0.01～0.027	3/4																				
	高砂町北渡海町	0642																			1.6～3.3	0/2				
	高砂町鍛冶屋町	0642																			14	1/1				
	高砂町狩網町	0642																			6.5	0/1				
	高砂町魚町	0642																			0.8	0/1				
	高砂町北本町	0642																			0.1	0/1				

	地区名	MESH番号	鉛		砒素		四塩化炭素		1,1-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		フッ素		ほう素	
			mg/L	n/m	mg/L	n/m	mg/L	n/m	mg/L	n/m	mg/L	n/m	mg/L	n/m	mg/L	n/m	mg/L	n/m	mg/L	n/m	mg/L	n/m	mg/L	n/m	mg/L	n/m
川西市	東畦野	0226			0.001～0.046	2/3																				
小野市	小野地区	0707							ND	0/2	ND～0.004	0/2	ND	0/2			0.006～0.016	0/2	ND～0.0012	0/2						
	上新町	0707							ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1			ND	0/1	0.0005	0/1						
	垂井町	0707							ND	0/1	ND	0/1	ND	0/1			ND	0/1	0.0045	0/1						
加西市	北条町北条	0753							ND	0/4	ND～0.041	1/4	ND	0/4			ND～0.006	0/4	ND～0.0057	0/4						
	山下町	0742																			0.22～7.3	0/4				
	国正町	0767																			13	1/1				
丹波市	春日町多田	2704																			2.1～8.3	0/5				
南あわじ市	八木	3471																			16～33	3/3				
	松帆	3599																			5～24	3/4				
宍粟市	山崎町須賀沢	1092							ND	0/3	ND～0.007	0/3	ND	0/3			ND～0.002	0/3	0.0012～0.046	2/3						
朝来市	生野町竹原野	2602	ND～0.093	2/4																						
淡路市	志筑	3355																			2.2～10	0/4				
	志筑	3356							ND	0/6	ND	0/6	ND	0/6			ND～0.002	0/6	ND～0.061	1/6						
	生穂	3366							ND	0/4	ND	0/4	ND	0/4			ND	0/4	ND～0.019	2/4						
加東市	新定	0531																					ND～1.1	1/4		
	藪	0521																			22	1/1				
	河高	0757																			0.33～7.2	0/4				
	高岡	0746							ND	0/4	ND～0.35	3/4	ND	0/4			ND～0.15	2/4	ND～2.3	3/4						
	西古瀬	0737																			0.14～51	1/4				
	下鴨川	0572			0.001～0.003	0/4																				
	廻淵	0552																					ND～2.5	1/4		
猪名川町	広根	0235																			2.5～23	1/2				
	万善	0254			0.003	0/1															1.7～13	1/2	ND～1.6	1/4		
稲美町	中村	0645																			1～15	1/4				
播磨町	野添	0635							ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2			0.01～0.014	0/2	0.046～0.079	2/2						
	野添北	0635							ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2			ND	0/2	ND	0/2						
市川町	美佐	2810							ND	0/4	ND	0/4	ND	0/4			ND～0.005	0/4	ND～0.11	2/4						
太子町	沖代	0982											ND	0/4			ND～0.002	0/4	ND	0/4						
	福地	0992											ND	0/4			ND	0/4	ND	0/4						
	竹広	0983											ND	0/4			ND～0.002	0/4	ND	0/4						
	老原	0992											ND	0/8			0.003～0.014	0/8	ND	0/8						
	下阿曽	0992											ND	0/8			0.002～0.007	0/8	ND	0/8						
	東南	0993											ND	0/4			ND	0/4	ND	0/4						
	松ケ下	1003											ND	0/4			ND	0/4	ND	0/4						
合計				2/12		16/43		0/7		1/156		26/157		0/168		0/36		19/192		38/191		29/97		8/32		1/2

＜参考＞

平成18年度定期モニタリング調査実施市町(地区数)

神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	洲本市	芦屋市
6	9	3	3	22	1	1

伊丹市	豊岡市	加古川市	たつの市	赤穂市	西脇市	宝塚市
5	8	8	7	1	1	4

三木市	高砂市	川西市	小野市	加西市	丹波市	南あわじ市
7	6	1	3	3	1	2

宍粟市	朝来市	淡路市	加東市	猪名川町	稲美町	播磨町
1	1	3	7	2	1	2

市川町	太子町
1	7

30 市町
127 地区

表17　公害苦情件数の年度別推移

（単位：件）

年度	典型７公害								典型７公害以外の苦情	合計	対前年増減比（%）
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計			
9	935	363	5	616	96	0	485	2,500	879	3,379	
	(27.7)	(10.7)	(0.2)	(18.2)	(2.8)	(0.0)	(14.4)	(74.0)	(26.0)	(100.0)	14.3
10	1,249	300	14	543	78	0	470	2,654	852	3,506	
	(35.6)	(8.6)	(0.4)	(15.5)	(2.2)	(0.0)	(13.4)	(75.7)	(24.3)	(100.0)	3.8
11	1,147	357	7	491	76	1	459	2,538	764	3,302	△
	(34.7)	(10.8)	(0.2)	(14.9)	(2.3)	(0.1)	(13.9)	(76.9)	(23.1)	(100.0)	5.8
12	1,218	444	6	634	89	0	521	2,912	691	3,603	
	(33.8)	(12.3)	(0.2)	(17.6)	(2.5)	(0.0)	(14.5)	(80.8)	(19.2)	(100.0)	9.1
13	1,275	408	15	638	93	0	455	2,884	884	3,768	
	(33.8)	(10.8)	(0.4)	(16.9)	(2.5)	(0.0)	(12.1)	(76.5)	(23.5)	(100.0)	4.6
14	1,101	424	8	664	105	0	400	2,702	974	3,676	△
	(30.0)	(11.5)	(0.2)	(18.1)	(2.9)	(0.0)	(10.9)	(73.5)	(26.5)	(100.0)	2.4
15	1,043	402	8	605	71	0	407	2,536	1,052	3,588	△
	(29.1)	(11.2)	(0.2)	(16.9)	(2.0)	(0.0)	(11.3)	(70.7)	(29.3)	(100.0)	2.4
16	993	383	8	631	91	1	431	2,538	837	3,375	△
	(29.4)	(11.3)	(0.2)	(18.7)	(2.7)	(0.1)	(12.8)	(75.2)	(24.8)	(100.0)	5.9
17	1,131	449	5	620	90	0	509	2,804	949	3,753	
	(30.1)	(12.0)	(0.1)	(16.5)	(2.4)	(0.0)	(13.6)	(74.7)	(25.3)	(100.0)	11.2
18	995	456	11	594	99	0	499	2,654	1,202	3,856	
	(25.8)	(11.8)	(0.3)	(15.4)	(2.6)	(0.0)	(12.9)	(68.8)	(31.2)	(100.0)	2.7

（備考）　1　典型7公害以外の苦情は、不法投棄、害虫等の発生、動物の死骸の放置等である。
　　2　件数の下の（　）は、各年度における苦情の種類別の構成比（%）である。

表18 市町別公害苦情件数

（単位:件）

区　分	典型7公害							小　計	典型7公害以外の苦情	合　計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒　音	振　動	地盤沈下	悪　臭			
神戸市	176	15	0	132	38	0	105	466	11	477
姫路市	168	90	0	84	12	0	59	413	127	540
尼崎市	98	29	7	94	16	0	20	264	47	311
明石市	30	12	0	22	4	0	18	86	2	88
西宮市	41	5	0	31	9	0	6	92	0	92
洲本市	4	7	0	1	2	0	21	35	26	61
芦屋市	15	11	0	39	1	0	23	89	13	102
伊丹市	22	5	0	13	2	0	12	54	10	64
相生市	5	13	1	2	0	0	2	23	19	42
豊岡市	25	42	0	3	0	0	13	83	59	142
加古川市	137	20	0	39	7	0	75	278	75	353
たつの市	3	11	0	2	0	0	2	18	1	19
赤穂市	4	1	0	0	0	0	1	6	7	13
西脇市	25	8	0	5	0	0	10	48	33	81
宝塚市	41	10	0	22	3	0	7	83	22	105
三木市	3	7	0	12	0	0	4	26	155	181
高砂市	55	20	0	18	4	0	24	121	16	137
川西市	29	1	0	11	0	0	5	46	22	68
小野市	6	14	1	9	0	0	8	38	21	59
三田市	11	6	0	10	0	0	12	39	25	64
加西市	2	13	0	13	0	0	7	35	4	39
篠山市	2	13	0	0	0	0	3	18	9	27
養父市	7	4	2	2	0	0	4	19	5	24
丹波市	18	27	0	14	1	0	27	87	275	362
南あわじ市	3	7	0	0	0	0	5	15	6	21
朝来市	9	17	0	0	0	0	4	30	24	54
淡路市	6	4	0	0	0	0	2	12	1	13
宍粟市	7	3	0	5	0	0	0	15	5	20
加東市	1	0	0	1	0	0	1	3	69	72
市　計	953	415	11	584	99	0	480	2,542	1,089	3,631
町　計	42	41	0	10	0	0	19	112	113	225
県　計	995	456	11	594	99	0	499	2,654	1,202	3,856

（備考）　典型７公害以外の苦情は、不法投棄、害虫等の発生、動物死骸の放置等である。

表19　発生源・種類別公害苦情件数

（単位：件）

種類＼産業		合　計	A 農業	B 林業	C 漁業	D 鉱業	E 建設業	F 製造業	G 電気・ガス・熱供給・水道業	H 情報通信業	I 運輸業	J 卸売・小売業	K 金融・保険業	L 不動産業	M 飲食店、宿泊業	N 医療、福祉	O 教育、学習支援業	P 複合サービス事業	Q サービス業（他に分類されないもの）	R 公務（他に分類されないもの）	S 分類不能の産業	事業所以外
典型7公害	大気汚染	995	12	5	5	2	393	188	8	0	14	24	0	4	8	3	0	3	54	2	9	261
	水質汚濁	456	3	0	0	0	43	79	4	0	13	9	0	0	10	3	0	3	23	3	16	247
	土壌汚染	11	1	0	0	0	7	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	騒音	594	0	0	0	1	226	86	2	1	18	34	0	6	49	5	4	3	42	0	15	102
	低周波	5	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	振動	99	0	0	0	0	64	11	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	19
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	悪臭	499	36	0	1	1	45	119	1	1	2	14	0	2	19	3	0	2	32	4	5	212
	計	2,654	52	5	6	4	778	483	15	2	50	83	0	12	86	14	4	11	152	9	45	843
典型7公害以外	廃棄物投棄	585	4	1	0	0	49	18	1	0	6	0	0	3	3	0	0	1	5	0	9	485
	その他	617	0	0	2	1	92	30	4	0	11	12	1	7	3	0	0	2	36	3	14	399
	計	1,202	4	1	2	1	141	48	5	0	17	12	1	10	6	0	0	3	41	3	23	884
合計		3,856	56	6	8	5	919	531	20	2	67	95	1	22	92	14	4	14	193	12	68	1,727

表20　ダイオキシン類調査結果（大気）

	大気中濃度(pg-TEQ／m^3)										
	5月	8月	11月	2月	18年度 年平均値	17年度 年平均値	16年度 年平均値	15年度 年平均値	14年度 年平均値	13年度 年平均値	12年度 年平均値
芦屋市 山手小学校　※1	0.013	0.029	0.022	0.025	0.022	0.010	0.040	0.018	0.051	0.039	0.057
伊丹市 消防署　※2	0.070	0.110	0.035	0.028	0.061	0.018	0.074	0.041	0.059	0.39	0.52
宝塚市 よりあいひろば	0.016	0.018	0.020	0.024	0.020	0.014	0.027	0.023	0.045	0.065	0.17
川西市 市保健センター	0.016	0.016	0.022	0.040	0.024	0.026	0.033	0.040	0.068	0.060	0.20
三田市 市役所測定局	0.026	0.018	0.021	0.014	0.020	0.027	0.027	0.023	0.033	0.079	0.14
高砂市 市役所測定局	0.028	0.075	0.033	0.035	0.043	0.062	0.076	0.069	0.092	0.12	0.15
播磨町 町役場測定局	0.036	0.028	0.010	0.046	0.030	0.054	0.070	0.049	0.072	0.13	0.051
三木市 市役所	0.021	0.019	0.047	0.037	0.031	0.045	0.037	0.047	0.10	0.089	0.14
西脇市 西脇健康福祉事務所	0.026	0.022	0.025	0.028	0.025	0.019	0.040	0.047	0.040	0.062	0.14
たつの市 市役所測定局	0.023	0.060	0.015	0.024	0.031	0.031	0.059	0.051	0.046	0.054	0.14
赤穂市 市役所測定局	0.010	0.052	0.043	0.026	0.033	0.027	0.039	0.055	0.048	0.059	0.11
太子町 町役場測定局	0.036	0.070	0.017	0.017	0.035	0.034	0.048	0.053	0.046	0.099	0.096
宍粟市 山崎市民局	0.016	0.025	0.007	0.038	0.021	0.027	0.027	0.040	0.037	0.066	0.059
豊岡市 豊岡総合庁舎	0.018	0.014	0.009	0.012	0.013	0.014	0.048	0.022	0.028	0.041	0.087
丹波市 柏原総合庁舎測定局	0.008	0.015	0.008	0.015	0.011	0.024	0.015	0.021	0.025	0.044	0.062
洲本市 洲本総合庁舎	0.016	0.019	0.018	0.032	0.021	0.045	0.086	0.041	0.071	0.15	0.12
年平均値の平均値					0.028	0.030	0.047	0.040	0.054	0.097	0.14

※1　平成13年度までは、山手小学校校舎建て替えのため朝日ヶ丘小学校で測定
※2　平成13年度までは、市役所で測定、平成14年度から消防署で測定。
注1）各異性体実測定量下限値：0.01～0.05 pg/m^3
　　毒性等価係数WHO-TEF(1998)、検出下限値未満は検出下限値の1/2で算出。
注2）平成14年度からサンプリング期間が1週間となっている。

表21　ダイオキシン類分析結果（河川）

水域名	地点名	所在市町	ダイオキシン類	
			水質(pg-TEQ/L)	底質(pg-TEQ/g)
左門殿川（神崎川）	辰巳橋	尼崎市	0.12	19
庄下川	庄下川橋	尼崎市	0.44	15
	尾浜大橋	尼崎市	0.22	0.44
昆陽川	尾浜橋	尼崎市	0.53	1.2
武庫川　上流	大橋	三田市	0.093	0.25
武庫川　中流	百間樋	宝塚市	0.072	0.23
法華山谷川	千鳥大橋	高砂市	0.11	0.38
明石川　下流	嘉永橋	明石市	0.092	0.59
谷八木川	谷八木橋	明石市	0.099	0.41
喜瀬川	野添橋	播磨町	0.2	0.37
別府川	十五社橋	加古川市	0.39	0.86
天　川	日笠歩道橋	高砂市	0.23	13
市　川　上流	神崎橋	福崎町	0.076	0.59
千種川　下流	隈見橋	上郡町	0.065	0.38
	坂越橋	赤穂市	0.079	0.25
円山川　上流	上小田橋	養父市	0.068	0.25
竹野川	竹野新橋	豊岡市	0.066	0.24
佐津川	佐津川橋	香美町	0.068	0.23
洲本川	潮橋	洲本市	0.2	14
三原川	脇田橋	南あわじ市	0.44	0.42

表22　ダイオキシン類分析結果（海域）

水域名	地点名	ダイオキシン類	
		水質(pg-TEQ/L)	底質(pg-TEQ/g)
大阪湾	神戸市東部沖１	0.081	15
	西宮市沖１	0.073	16
	神戸市中央部沖	0.067	10
	津名港内	0.083	15
播磨灘	明石港沖	0.083	0.27
	高砂本港内	0.082	15
	大塩港内	0.098	15
	飾磨港内１	0.11	23
	別府港沖	0.068	0.56
	網干港沖	0.067	12
淡路島西部南部	南あわじ市慶野沖	0.066	12
日本海	津居山港内	0.066	0.83

表23　ダイオキシン類分析結果（地下水）

(pg-TEQ/L)

地点名	ダイオキシン類
明石市大久保町	0.066
明石市大久保町	0.065
三木市口吉川町	0.067
三木市久留美	0.086

表24　ダイオキシン類分析結果（土壌）

(pg-TEQ/g)

地点名		ダイオキシン類
尼崎市北城内	城内高校グラウンド	3.4
西宮市河原町	西宮中央運動公園	0.038
芦屋市朝日ヶ丘	朝日ヶ丘小学校グラウンド	0.054
宝塚市仁川高丸	仁川高丸公園	0.00093
伊丹市千僧	伊丹市役所	30
三田市学園	学園小学校グラウンド	0.0001
猪名川町木津向井山	猪名川町スポーツグラウンド	0.00051
高砂市今市	今市公園	0.032
西脇市野村町	重春グラウンド	0.0017
三木市福井	三木市グリーンパーク	0.910

【参考】

平成１７年度環境省及び国土交通省実施　ダイオキシン類全国調査結果

水質・底質・地下水のダイオキシン類濃度

環境媒体		最小値	最大値
公共用水域 水質	(地点数　1912)	0.007	5.6
公共用水域 底質	(地点数　1623)	0.045	510
地　下　水	(地点数　922)	0.088	0.72
土　　壌	(地点数　1782)	0	2,800

（水質：pg-TEQ/L、底質：pg-TEQ/g、土壌：pg-TEQ/g）

表25　外因性内分泌撹乱化学物質（環境ホルモン）調査結果（大気）

測定地点＼物質	ポリ塩化ビフェニル（PCB） ng/m^3		ヘキサクロロベンゼン（HCB） ng/m^3	
	秋季	冬季	秋季	冬季
伊丹市消防署	0.30	0.19	0.091	0.14
高砂市役所	0.13	0.046	0.11	0.080
龍野庁舎	1.4	0.032	0.050	0.073
豊岡総合庁舎	0.060	0.042	0.087	0.084
柏原総合庁舎	0.076	0.047	0.097	0.10
洲本総合庁舎	0.26	0.059	0.14	0.12

表26　外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）調査結果（水質・底質）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	左門殿川	猪名川	庄下川	明石川	喜瀬川	別府川	法華山谷川	市川	夢前川	千種川	岸田川	洲本川	三原川	武庫川	矢田川
（水質）	辰巳橋	利倉橋	庄下川橋	嘉永橋	野添橋	十五社橋	千鳥大橋	工業用水取水点	京見橋	坂越橋	清富橋	潮橋	脇田橋	甲武橋	由良橋
物質名															
PCB	0.032	0.0015	0.0061	0.0012	0.0016	0.0039	0.0064	0.00090	0.0014	0.00024	0.0017	0.0011	0.00055	0.00033	0.00038
ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—
4-t-ｵｸﾁﾙﾌｪﾉｰﾙ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—
ﾋﾞｽﾌｪﾉｰﾙA	0.06	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—
ﾌﾀﾙ酸ｼﾞ-2-ｴﾁﾙﾍｷｼﾙ	0.80	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.71	—	—
ﾌﾀﾙ酸ﾌﾞﾁﾙﾍﾞﾝｼﾞﾙ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—
ﾌﾀﾙ酸ｼﾞ-n-ﾌﾞﾁﾙ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—
ｱｼﾞﾋﾟﾝ酸ｼﾞ-2-ｴﾁﾙﾍｷｼﾙ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—
（底質）															
物質名															
PCB	0.80	0.00090	0.080	ND	0.00012	0.0053	0.0033	0.00056	ND	ND	ND	0.0070	0.00051	0.00004	ND
ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—
4-t-ｵｸﾁﾙﾌｪﾉｰﾙ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—
ﾋﾞｽﾌｪﾉｰﾙA	0.036	0.022	0.029	ND	ND	0.005	ND	0.007	ND	ND	ND	ND	ND	—	—
ﾌﾀﾙ酸ｼﾞ-2-ｴﾁﾙﾍｷｼﾙ	3.8	0.056	8.1	0.043	0.064	0.33	0.080	0.049	ND	0.035	ND	0.38	0.054	—	—
ﾌﾀﾙ酸ﾌﾞﾁﾙﾍﾞﾝｼﾞﾙ	0.24	0.12	0.026	ND	ND	0.051	ND	0.013	ND	ND	ND	0.014	ND	—	—
ﾌﾀﾙ酸ｼﾞ-n-ﾌﾞﾁﾙ	0.24	ND	0.46	ND	ND	0.060	0.033	ND	ND	ND	ND	0.061	0.029	—	—
ｱｼﾞﾋﾟﾝ酸ｼﾞ-2-ｴﾁﾙﾍｷｼﾙ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—

※　NDは定量限界未満を表す。

1 環境基準等

（1） 大気の汚染に係る環境基準（昭和 48 年 5 月環境庁告示第 25 号、ただし二酸化窒素については昭和53年7月改正、ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンについては平成 9 年 2 月追加、ジクロロメタンについては平成13年4月追加）

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化窒素
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m^{3}以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m^{3}以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m^{3}以下であること。	1年平均値が0.2mg/m^{3}以下であること。	1年平均値が0.2mg/m^{3}以下であること。	1年平均値が0.15mg/m^{3}以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法

［備考］ 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm以下のものをいう。
2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、 二酸化窒素を除く）をいう。

(2)水質汚濁に係る環境基準(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

環境基準法第 16 条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正平成 15 年 11 月 5 日環境庁告示第 123 号)

① 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/L以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01 mg/L以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1，1，1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1，1，2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L以下	規格34.1に定める方法又は付表6に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表7に掲げる方法

備考

1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

②生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川

a 河川(湖沼を除く。)

(ア)

項目類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/ 100ml 以下	1、千種川上流(千種町室橋から上流) 2、岸田川上流(岸田川発電所放流水合流点から上流) 3、矢田川上流(秋岡橋から上流)
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN /100ml 以下	1、武庫川上流(三田市大橋から上流) 2、加古川上流(篠山川合流点から上流) 3、市川上流(仁豊野橋から上流) 4、夢前川上流(蒲田橋から上流) 5、揖保川上流(林田川合流点から上流) 6、千種川下流(千種町室橋から下流) 7、円山川上流(出石川合流点から上流) 8、岸田川下流(岸田川発電所放流水合流点から下流) 9、矢田川下流(秋岡橋から下流) 10、竹野川(全域) 11、佐津川(全域)
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN /100ml 以下	1、 猪名川上流(箕面川合流点から上流) 2、 猪名川下流(1)(箕面川合流点から下流(藻川を含む)。ただし、藻川分岐点から藻川合流点を除く) 3、 神崎川(安威川、猪名川を除く神崎川) 4、 武庫川中流(三田市大橋から仁川合流点まで) 5、 明石川上流(伊川合流点から上流) 6、 加古川下流(篠山川合流点より山陽線鉄橋まで) 7、 加古川下流(山陽線鉄橋より下流) 8、 市川下流(仁豊野橋から潮止えん堤まで) 9、 夢前川下流(蒲田橋から潮止えん堤まで) 10、揖保川下流(林田川合流点から下流) 11、円山川下流(出石川合流点から港大橋まで) 12、志染川(呑吐ダム上流端から上流) 13、船場川上流(保城橋から上流)
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	ー	1、武庫川下流(仁川合流点から下流) 2、明石川下流(伊川合流点から下流) 3、伊川(全域) 4、庄下川(全域) 5、昆陽川(全域) 6、夙川(全域) 7、船場川下流(保城橋から下流) 8、別府川(全域)
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	ー	1、猪名川下流(2)(藻川分岐点から藻川合流点まで) 2、喜瀬川(全域)

E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	―	1、福田川(全域) 2、谷八木川(全域)

項目		基準値					
類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	該当水域
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表8に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	

備考

1　基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

2　農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。

3　水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

4　最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

試料 10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した 4 段階（試料量が 0.1ml以下の場合は 1mlに希釈して用いる。)を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

（注）

1　自然環境保全　:自然探勝等の環境保全

2　水道 1 級　:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　水道2級　:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　水道3級　:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3　水産1級　:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
　水産2級　:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
　水産3級　:コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用

4　工業用水1級　:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　工業用水2級　:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　工業用水3級　:特殊の浄水操作を行うもの

5　環境保全　:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

（イ）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値 全亜鉛
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特Ｂ	生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下
測定方法		規格 53 に定める方法（準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表９に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表９の１(1)による。）
備考 １　基準値は、年間平均値とする。		

b 湖沼(天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖)

(ア)

項目類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN /100ml 以下	ー
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN /100ml 以下	千苅水源池 (千苅ダムのえん堤及びこれに接続する陸岸に囲まれた水域)
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	ー	ー
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	ー	ー
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表8に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	

備考　水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注)

1 自然環境保全　:自然探勝等の環境の保全
2 水道1級　:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　水道2・3級　:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産1級　:ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
　水産2級　:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
　水産3級　:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4 工業用水1級　:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　工業用水2級　:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5 環境保全　:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

（イ）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005 mg/L以下	
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下	千苅水源池（千苅ダムのえん提及びこれに接続する陸岸に囲まれた水域） ただし、全窒素の項目の基準値を除く。 暫定目標（平成17年度）全燐0.019 mg/L
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	
測定方法		規格45.2、45.3又は45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	

備考　1　基準値は、年間平均値とする。

2　水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3　農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

（注）

1　自然環境保全　：自然探勝等の環境保全

2　水道1級　：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　水道2級　：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　水道3級　：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3　水産1種　：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
　水産2種　：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
　水産3種　：コイ、フナ等の水産生物用

4　環境保全　：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

（ウ）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値 全亜鉛
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特Ｂ	生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下
測定方法		規格 53 に定める方法（準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表９に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表９の１(1)による。）
備考 １　基準値は、年間平均値とする。		

イ 海域

（ア）

項目類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100ml以下	検出されないこと。	大阪湾(3)～(5) 播磨海域(13) 播磨灘北西部海域 淡路島西部・南部海域 山陰海岸地先海域
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	ー	検出されないこと。	大阪湾(2) 洲本港(2) 播磨海域(11)、(12) 津居山港海域
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	ー	ー	大阪湾(1) 洲本港(1) 津名港 兵庫運河 播磨海域(1)～(10)
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	付表9に掲げる方法	

備考 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mℓ 以下とする。

2 アルカリ性法とは、次のものをいう。

検水 50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10mlを正確に加えたのち、沸騰した水溶中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mlとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1 滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

$$COD(O_2\ mg/L) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f\ Na_2S_2O_3 \times 1000 / 50$$

(a): チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(ml)

(b): 蒸留水について行った空試験値(ml)

f $Na_2S_2O_3$: チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価

（注） 1 自然環境保全 :自然探勝等の環境保全

2 水産1級 :マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級 :ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全 :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

（イ）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		
		全窒素	全燐	該当水域
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02 mg/L以下	ー
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下	大阪湾（ハ） 播磨灘北西部 播磨海域 （ニ） 淡路島西部・南部海域
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下	大阪湾（ロ） 播磨灘 （イ）（ロ）（ハ）
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09 mg/L以下	大阪湾（イ）
測定方法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	

備考　1　基準値は、年間平均値とする。
　　2　水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

（注）

1　自然環境保全　：自然探勝等の環境保全
2　水産１種　：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
　水産２種　：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水生生物が多獲される
　水産３種　：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3　生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

（ウ）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値 全亜鉛
生物A	水生生物が生息する水域	0.02mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表９の１(1)による。）
備考 1 基準値は、年間平均値とする。		

（3） 地下水の水質汚濁に係る環境基準　　（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号）

項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1，1，1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1，1，2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下

(4)　土壌の汚染に係る環境基準　　（平成3年8月23日環境庁告示第46号）

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米1kg につき1mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1L につき0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液1L につき0.05mg 以下であること。
砒素	検液1L につき0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kg につき15mg 未満であること。
総水銀	検液1L につき0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ＰＣＢ	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kg につき125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液1L につき0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液1L につき0.002mg 以下であること。
1，2－ジクロロエタン	検液1L につき0.004mg 以下であること。
1，1－ジクロロエチレン	検液1L につき0.02mg 以下であること。
シス－1，2－ジクロロエチレン	検液1L につき0.04mg 以下であること。
1，1，1－トリクロロエタン	検液1L につき1mg 以下であること。
1，1，2－トリクロロエタン	検液1L につき0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液1L につき0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1L につき0.01mg 以下であること。
1，3－ジクロロプロペン	検液1L につき0.002mg 以下であること。
チウラム	検液1L につき0.006mg 以下であること。
シマジン	検液1L につき0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液1L につき0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液1L につき0.01mg 以下であること。
セレン	検液1L につき0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液1L につき0.8mg 以下であること。
ほう素	検液1L につき1mg 以下であること。

備考

1　環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2　カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び1mg を超えていない場合には、それぞれ検液1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び3mg とする。

3　「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4　有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。

(5) 騒音に係る環境基準　　(平成 10 年 9 月環境庁告示第 64 号)

地域の	基　準　値		各類型を当てはめる地域
類 型	昼間	夜間	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	都道府県知事が指定する地域
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下	
C	60デシベル以下	50デシベル以下	

(注) 1　時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

2　AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3　Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4　Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5　Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	基　準　値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考　車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基　準　値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考　個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては、45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

＊ 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによる。

(6) 自動車騒音に係る要請限度　（平成 12 年 3 月総理府令第 150 号）

	時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
1	a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうちニ車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうちニ車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

備考　a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

1 a区域　専ら住居の用に供される区域

2 b区域　主として住居の用に供される区域

3 c区域　相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

ただし、上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は敷地境界線から20メートルの範囲をいう。）に係る限度は、前条の規定にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

(7) 道路交通振動に係る要請限度　（昭和 51 年 11 月総理府令第 58 号）

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

備考

第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

1 第1種区域　良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。

2 第2種区域　住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

(8) 航空機騒音に係る環境基準　（昭和 48 年 12 月環境庁告示第 154 号）

地域の類型		基準値 （単位WECPNL）
Ⅰ	専ら住居の用に供される地域	70以下
Ⅱ	上記以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75以下

(9) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和 50 年 7 月環境庁告示第46号）

地域の類型		基準値（dB）
Ⅰ	主として住居の用に供される地域	70dB以下
Ⅱ	商工業の用に供される地域等Ⅰ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75dB以下

（10） ダイオキシン類に係る環境基準（平成 11 年 12 月環境庁告示第 68 号、平成 14 年 7 月環境省告示第 46 号）

媒　体	基 準 値	測　定　方　法
大　気	0.6pg－TEQ／m^3以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質（水底の底質を除く。）	1pg－TEQ／L以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg－TEQ／g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土　壌	1,000pg－TEQ／g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考

1　基準値は、2，3，7，8－四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

2　大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。

3　土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg－TEQ／g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

（注）1　大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

2　水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

3　土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

（参考）

用語解説

１．環境基準

「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標である。

「環境基本法」に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、地下水の水質汚濁、土壌の汚染、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音について環境基準が定められている。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

２． 大気汚染、自動車公害関係

（１） 大気汚染に係る環境基準の長期的評価、短期的評価

- 長期的評価：大気汚染に係る地域の状況を長期的に把握し、施策の効果などを的確に判断するため、年間を通じて測定値を評価するもの。
- 短期的評価：大気汚染に係る環境基準は１時間値及び１日平均値について定められており、これらについて評価したもの。

（２） 二酸化硫黄（SO_2）

硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭や重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が硫黄酸化物となり排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となる。硫黄酸化物のうち二酸化硫黄は人の健康に影響を及ぼす他、酸性雨原因物質である。

（３） 二酸化窒素 （NO_2）

窒素酸化物（ＮＯｘ）は空気中で物が燃えると必ず発生する。窒素（N）は空気中にも燃料にも含まれているが、物が燃えるときには、これが酸素（O）と結合して、一酸化窒素（NO）が発生する。一酸化窒素（NO）は不安定な物質であるため、そのほとんどは酸化されて二酸化窒素（NO_2）となる。

（４） 浮遊粒子状物質（ＳＰＭ：Suspended Particulate Matter）

大気中の粒子状物質のうち、粒径10μｍ（ミクロン）以下のものをいう。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。排出されたとき既に粒子としての性状を持つ一次粒子と、排出時にガス状であった化学物質が大気中での光化学反応等により粒子化する二次生成粒子として分類される。

（５） 光化学オキシダント（Ｏｘ）

大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽などの紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物など植物へも影響を与える。光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグという。

（６） 一酸化炭素（ＣＯ）

炭素又は炭素化合物が不十分な酸素供給の下に燃焼するか、あるいは炭酸ガスが赤熱した炭素と接触するときに生ずる無色、無臭の気体である。自動車の排気ガスに含まれて大気中へ排出される。

（７） 有害大気汚染物質

大気汚染防止法で、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」と定義しており、ベンゼンなど 22 の物質が優先取組物質とされている。

（8） ベンゼン

ベンゼンは、化学工業製品の合成原料、溶剤、抽出剤等広い用途がある。また、ガソリン中にも含まれる。人に対して発ガン性を示す物質と評価されており、白血病を起こすと考えられている。主な発生源は、ベンゼンの製造施設、使用施設、保管施設の他に、コークス炉、自動車等である。

（9） トリクロロエチレン

トリクロロエチレンは、金属機械部品の脱脂洗浄剤、一般溶剤、塗料、有機合成中間体など広い用途がある。人に対して発がん性を示す可能性の高い物質と評価され、肝がん等との関連性が報告されている。主な発生源は、トリクロロエチレンの製造施設、貯蔵施設 のほか、溶媒、洗浄剤として使用する施設である。

(10) テトラクロロエチレン

テトラクロロエチレンは、ドライクリーニング用洗浄剤として用いられるとともに、プラスチック等の脱脂洗浄剤、一般溶剤のほか、有機合成中間体など広い用途がある。人に対して発がん性を示す可能性の高い物質と評価され、肝がん等発がん性が示唆されている。主な発生源はテトラクロロエチレンの製造施設、貯蔵施設のほか、溶媒、洗浄剤として使用する施設である。

(11) ジクロロメタン

ジクロロメタンは、洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離剤など広い用途がある。人に対する発がん性については、可能性を完全には除去できないが、可能性は小さいとされている。非発がん影響としては、中枢神経に対する麻酔作用がある。

(12) 酸性雨

工場や自動車等から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で硫酸や硝酸に変化し、これらを取り込んだとみられるｐＨの低い（酸性度の強い）雨のこと。酸性雨により、湖沼や河川の酸性化、森林への影響などが懸念されている。

(13) アスベスト

アスベストは、石綿（いしわた、せきめん）とも呼ばれ、天然に産する繊維状水和性けい酸塩鉱物の総称です。代表的なものとしてはクリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）及びアモサイト（茶石綿）があります。空気中に浮遊するアスベストを吸い込んで発生する健康被害としては、肺がんや悪性中皮腫がありますが、アスベスト繊維を含んだ水を飲んだりしても、障害は発生しないとされています。

(14) 要請限度

騒音規制法、振動規制法に基づく環境省令で定める自動車騒音・振動の限度。市町村長は、この限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、公安委員会に対し措置を執るべきことを要請できる。

(15) ＷＥＣＰＮＬ（Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise level）

航空機騒音の大きさをあらわす単位（いわゆる「うるささ指数」）。航空機騒音のピークレベルのパワー平均値と時間帯別の航空機の機数を基にして算出される。例えば夜間時間帯の航空機の機数は、昼間の10倍の重み付けをして算出される。

(16) ｄＢ（デシベル）

音や振動の大きさの単位で、測定した音（振動）のエネルギーの量を基準となるエネルギー量で除したものの対数で表される。エネルギー量が2倍になれば3ｄＢ、10倍になれば10ｄＢ、100倍になれば20ｄＢ増加する。

３． 水質汚濁関係

（１） 生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ:Biochemical Oxygen Demand）

河川の汚れの度合いを示す指標で、河川水中の汚濁物質が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要となる酸素量を mg/リットルで表したもの。数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。

（２） 化学的酸素要求量（ＣＯＤ:Chemical Oxygen Demand）

海水や湖水の汚れの度合いを示す指標で､海水や湖水中の汚濁物質を酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を mg/リットルで表したもの。数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。

（３） 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

窒素化合物のうち硝酸性塩のこと。窒素肥料や家畜の糞尿、工場廃水に含まれる窒素が、環境中で微生物に分解されて生成する硝酸性窒素と、中間生成物の亜硝酸性窒素がある。

（４） 全窒素、全燐

全窒素とは無機態窒素及び有機態窒素の総量、全燐とは無機態燐（燐酸態燐）及び有機態燐の総量をいう。海域などで窒素や燐の濃度が必要以上に高くなると、植物プランクトンの増殖が活発化し、水質が悪化するといういわゆる富栄養化が進行する。

（５） 富栄養化

元来は、湖沼が長い年月の間に流域からの栄養塩類の供給を受けて生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく現象を指す概念であったが、近年の人口・産業の集中や土地利用の変化等に伴い、人為的な富栄養化が急速に進行していく現象を指す。富栄養化の進行により、植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。さらに進行すると水中の溶存酸素が減少し、魚介類のへい死や悪臭を引き起こす。

４．ダイオキシン類、外因性内分泌撹乱化学物質関係

（１） ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD) 、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナ PCB) という化学物質をあわせたものを「ダイオキシン類」と呼ぶ。

これらは、炭素(C)、水素(H)、塩素(CI) からできており、それぞれの分子の結合の仕方によって、多くの異性体が存在する。このうち、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンが最も毒性が強い。

（２） 毒性等量（ＴＥＱ：Toxicity Equivalency Quantity）

ダイオキシン類には多くの異性体があり、異性体ごとに毒性が異なるため、各異性体の濃度に、最も毒性の強い、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性を１とした場合の毒性等価係数を掛けて表したダイオキシン類の量をいう。

（３） 外因性内分泌撹乱化学物質（環境ホルモン）

動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質を指す。動物の体内のホルモン作用を撹乱することを通じて、生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こすなどの悪影響を及ぼしている可能性があるとの指摘がなされている。「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」において、内分泌攪乱作用を有すると疑われる化学物質として65物質がリストアップされている。